

令和 8 年 9 月 金山町議会定例会会議録

金山町議会

招集年月日	令和 8 年 9 月 4 日
招 集 場 所	役 場 議 場
開 会	午 前 1 0 時

目 次	9 月 4 日 (金) : 第 1 日 目 P 1 ~ P 6 1
	9 月 1 1 日 (金) : 第 8 日 目 P 6 2 ~ P 9 0

令和 8 年 9 月 4 日（金曜日）

令和 8 年 9 月 金山町議会定例会 会議録
(第 1 日目)

令和8年9月金山町議会定例会 会議録

令和8年9月4日
午前10時00分開会

1. 応召議員

1番	矢口政一議員	2番	五十嵐優一議員
3番	中村忠行議員	4番	寒河江宏一議員
5番	須藤典夫議員	6番	宮林聡志議員
7番	大場洋介議員	8番	星川智子議員
9番	沼澤道也議員	10番	栗田保則議員

2. 不応召議員 なし

3. 出席議員 10名

4. 欠席議員 なし

5. 会議録署名議員 8番 星川 智子 議員 9番 沼澤 道也 議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤英司	副町長	小関啓幹
教育長	鈴木英樹	総務課長	川崎勉
町民税務課長	三上裕一	危機管理主幹 (兼総務主幹)	後藤隆行
教 学 課 長	佐藤英樹	農 林 課 長	庄 司 紀 一
健康福祉課長	正野学	まちづくり課長	柴田直樹
交流推進主幹	中村善一	生活環境課長	古澤幸
会 計 管 理 者 (兼出納室長)	大場美穂子	診療所事務長	松澤和仁
代表監査委員	丹洋一	農業委員会長	青柳栄一

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 長倉章

8. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 町長提出議案の一括上程
- 日程第6 提案理由の説明
- 日程第7 提出議案の説明
- 日程第8 決算特別委員会の設置及び付託

令和 8 年 9 月 4 日
午前 10 時 00 分開会

○栗田議長

皆さんおはようございます。

本日の出席議員数は10名です。

定足数に達していますので、ただいまから、令和 8 年 9 月 金山町議会定例会を開会します。

それでは、議事日程をお開き願います。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、8番の星川智子議員と、9番の沼澤道也議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

次に、日程第2「会期の決定」を議題とします。

本定例会の会期については、先に議会運営委員会が開催され、協議されていますので、その結果について、須藤典夫副委員長より報告を求めます。

○須藤副委員長

はい、議長。

○栗田議長

須藤副委員長。

○須藤副委員長

それでは、私から、8月26日に開催されました議会運営委員会において、9月議会定例会の会期について協議しましたので、その結果について、ご報告いたします。

今般の令和8年9月 金山町議会定例会の会期は、本日9月4日から同月11日までの8日間とすることとしましたので、ご報告いたします。以上です。

よろしく願います。

○栗田議長

はい、ありがとうございました。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただ今の須藤副委員長の報告のとおり、本日から11日までの8日間とすることにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から11日までの8日間とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告並びに町長の諸般の報告については、事前に議員の皆さまに配布しておりますので、説明を省略します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 一般質問

次に、日程第4「一般質問」に入ります。

始めに、大場洋介議員の質問を許します。

○大場議員

はい。おはようございます。7番大場です。

朝晩めっきり涼しくなって、これまで夏を思わせるような猛暑がいきなり涼しくなって、本当に秋めいてきたこの頃でございます。

それでは私から通告書に基づきまして、一般質問を行いたいと思います。

まず1つ目の避難所・避難者支援計画について、避難環境の整備と迅速な防災DX推進に向けてと題しまして、質問を行いたいと思います。

今年も異常気象などが原因で、全国的にも災害の発生が多く見られたようです。熊本地震や記録的大雨災害で犠牲になられた方々にお悔やみ申し上げ、被災された方々には心からお見舞いを申し上げたいと思います。現地で支援活動が迅速に進み、一刻も早い復旧がなされることを切に願っているところでございます。

また、前線の停滞による8月1日の大雨にて、町内での被害が発生し、もしもの災害に備え、日頃から防災意識を高めることが重要です。また、今と昔では「防災の常識」も大きく変化しております。

私はこれまでも防災・減災対策の充実、避難所環境の改善について継続して提言してまいりました。避難所では、食料や水の確保だけでなく、プライバシーの保護、衛生や睡眠環境、暑さ寒さへの対応、感染症対策など多面的な備えが必要と感じております。

気候変動に伴う風水害の激甚化や大規模地震への備えが強烈に求められている中、国においても「防災庁」の発足に向けて動きが進むなど、地域防災力の強化は一刻の猶予も許されない課題となっております。

そうした中、町の防災計画においても、災害時の指定避難所となる学校体育館などの施設の防災機能の強化としての空調設備エアコン整備計画と熱中症対策は、近年の猛暑や地球沸騰化に伴う熱中症対策および災害関連死を防ぐ防災機能強化の観点から、避難所施設の運営の在り方でも喫緊の課題と捉えております。

そこで質問となりますが、災害発生時における避難生活における命と健康に直結する課

題とし、避難生活環境の確保が期待される上で、避難所に指定されている学校体育館への空調設備エアコン整備計画および猛暑期における災害時の熱中症対策について、現状の認識と今後の見通しを伺いたいと思います。

○栗田議長

はい。町長。

○町長

それではただいまのご質問について、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

近年、気候変動の影響によります、豪雨災害の激甚化・頻発化に加えまして、夏季の猛暑も常態化しており、災害時における避難所の生活環境を確保することは、避難者の生命と健康を守る上で極めて重要な課題であると認識をいたしております。

はじめに、学校体育館等に係る現在の空調設備の設置状況を申し上げますと、金山中学校体育館には設置してあります。その他廃校含めた小学校体育館には設置されていない状況となっていることから、令和7年6月定例会におきまして、避難所用可搬式冷房機器の取得について提案し、可決をいただき、ただいま金山小学校、旧明安小学校、金山中学校、勤労者体育センターに各2台配備いたしているところであります。

国の防災基本計画におきましても、避難所につきましては、単に避難者を収容するだけでなく、避難者の健康を維持し、良好な生活環境を確保することが求められております。特に、近年の猛暑を踏まえますと、避難所における熱中症対策は、災害から住民の命を守るための重要な防災対策の1つであります。

金山町地域防災計画におきましても、避難所となる学校施設等について、災害時の救援・救護活動の拠点として必要な設備や資機材の整備を進めるとともに、防災倉庫や発電機等の応急対策用資機材、必要な物資の備蓄、さらには「避難所としての住環境整備」を進めることといたしております。

こうした考え方を踏まえ、避難所に指定されている学校体育館へのエアコン整備につきましては、災害時の避難環境の改善に加え、平常時の教育環境や社会体育等の環境改善にもつながる重要な課題であると認識をいたしております。

一方で、体育館への空調設備整備には、空調機器の設置費用だけでなく、施設の規模や構造によっては電力容量の確保、受変電設備の改修、断熱性能の向上、維持管理費など、かなりの財政負担が生じることが想定されます。

このため、現段階では、単にエアコン設置の可否ということだけではなく、施設規模、既存設備、電力容量、利用状況、今後の改修時期等を調査し、必要となる費用や整備手法を把握した上で、優先順位を含めて検討していく必要があると考えております。

また、費用対効果につきましても、単純に整備費と利用日数だけで判断するものではなく、災害時における熱中症等の健康被害を防止する効果、高齢者、乳幼児、妊産婦、障がいのある方など要配慮者の安全確保、さらには平常時の教育活動や地域活動への効果など

を含め、総合的に評価する必要があります。

特に、高齢者や乳幼児など暑さの影響を受けやすい要配慮者につきましては、避難時の健康状態を把握し、必要に応じて空調設備の整った施設や福祉避難所等への移動を検討するなど、状況に応じた対応を図ってまいります。

当町といたしましても、こうした経験を踏まえ、防災基本計画及び金山町地域防災計画の考え方に沿って、空調設備だけでなく、トイレ、衛生環境、ベッド、パーティション、非常用電源、備蓄物資など、避難所全体の生活環境の向上を総合的に進めてまいります。

そしてまた、若干申し上げましたが、ソフト面でも、避難者の健康の確認や水分補給の呼びかけなど、保健師を中心としてそういう活動も当然行いながら、熱中症対策、或いはエコノミー症候群の対策、それらを含めて対応もしていく必要があると考えております。

今後とも、避難所を単に災害から逃れるための場所とするのではなく、災害時においても健康と尊厳を守り、安心して避難生活を送ることができる場所とするため、施設整備と運営体制の両面から避難所機能の充実に努めてまいります。よろしくお願いします。

○栗田議長

はい。大場議員。

○大場議員

はい。町長の答弁もいただいて、すごく町の防災基本計画の中でも、避難所生活環境には今後多大な課題も残しつつ、またエアコン設置する場合にあっても、整備費用が多額になるということで答弁をいただいた上で、エアコンを設置する上でも、やはり既存の体育館の断熱構造の改造も必要と思われ、耐用年数の観点からも多額の予算が必要であり、簡単な話ではないと、自分も認識しております。

しかし、体育館にエアコンを整備することは、教育環境の改善にも繋がることはもちろんのこと、災害時の避難所としての環境改善にも繋がることはもう、一目瞭然でございます。

そこで先進自治体の事例を見ますと、国の「学校施設環境改善交付金」や「空調施設整備臨時特別交付金」、また手厚い交付税措置のある地方債「緊急防災・減災事業債」を活用している例が多く、また資源エネルギー庁が窓口になっている民間の補助金を活用している事例も見受けられました。そこで、国・県への働きかけの現状を町長に伺いたいと思います。

○町長

はい。お答えをさせていただきます。学校体育館への空調設備整備ということにつきましては、ただいま大場議員のご指摘のとおり、機器の設置だけではなく、施設の電力容量でありますとか、受変電設備、断熱性能等についても検討する必要があります、相応のやっぱり財政負担が生じるものだというふうに認識をいたしております。

その一方で、体育館は平常時には教育活動や社会体育活動の場として利用されるとともに、災害時には多くの住民を受け入れる指定避難所となることから、教育環境の改善と防

災機能の強化を一体的に考えていく必要があると考えております。

国・県への働きかけということでのご質問がございましたが、現在のところ、学校施設の環境改善や防災・減災に関する補助制度、地方債制度等につきまして、対象事業、補助率、地方財政措置等につきまして情報収集を進めるとともに、当町の持つ施設状況に、より合致する事業内容を見極めていくことが必要なことだと考えているところであります。

国・県の財政支援を活用することにより、町の実質的な負担軽減に努めていくことは大事な視点でございますので、単に整備費の総額を見るということではなく、活用可能な財源を考慮した上で、実質的な町負担額を把握した上で、整備の優先順位や実施時期を検討することが重要であると考えているところであります。

今年7月28日、約1ヶ月ちょっと前に発生しました熊本地震のあとに実施されました文部科学省の調査で、指定避難所に指定されている小中学校体育館の空調設備整備率が全体的に低いということが課題になっていることがありまして、国では屋内運動場の空調設備整備事業の追加募集が行われておりますが、それに対しましては、町としては応じていないところであります。

当町の現時点での学校体育館への空調設備の整備状況につきましては、先ほど申し上げた通りでございますけれども、今時点で新たに空調設備を設置することは考えていない状況でございます。移動式スポットクーラーでありますとか、大型送風機等の活用を想定をいたしているところであります。

また、現在各学校の体育館を指定避難所に指定しておるわけでございますが、学校では、教室でありますとか、ランチルームなどがすでに空調設備が整えている、そんな状況もございます。

それらを考えますと、そちらの部分を追加で指定にすることも考えられるなというふうに思うところであり、そういった柔軟な方策も今後検討して、必ずしも体育館だけということではなくて、特に昨今の避難所、体育館にした場合としても、やはりプライバシーの確保でありますとかそういったところでパーティションを充実させるとか、そういったことが当然出てまいります。

それらを考えた場合に、体育館のみではなくて、中学校でありますとかランチルームとか、それから教室でありますとか、すでにエアコンが設置されているところもございます。そういったところも上手に活用する方法、それらも考えていくということ。そういった柔軟な方策も検討しながら、避難所の環境改善に向けまして、関係機関と今後協議してまいりたいと考えております。

併せまして、すでに民間事業者さんとの災害協定も様々結んでおりますので、そういった事業者さんからのご協力をいただきながら、災害発生時に必要な機器を確保するリース等の方法も必要に応じて活用することは大変大きな効果が期待できるものと、そんなふうに考えておりますので、それらを総合的に考えながら、本当に体育館のエアコン設置が、是非とも必要かというところは再度、考えていきたいとそんなふうに思っています。

○大場議員

はい。町長からも様々な形で柔軟な対応をとっていただけるということで、大雨災害ですとか、町の方は本当に災害の少ない、また避難される方が少ない状況であっても、やはり準備しておく。また、対応できるような形で取っていくべきことかなと思ってます。

本当に今回の熊本地震や、千葉の大雨災害などでも報道でも取り上げられているように、真夏の災害時の熱中症リスクは本当に看過できないような状況であります。常設エアコンの全施設整備を進める一方で、本格的な全館空調設備が難しい場合、避難所内の特定の即時冷却対策としての移動式スポットクーラーの配備計画、もしくは緊急調達できるリース契約などの体制の構築と、災害停電時を見据えた空調稼働のための電源確保も必要になってくるのかなと思っております。その点について、町ではどう考えているのかお伺いしたいと思います。

○栗田議長

後藤危機管理主幹。

○危機管理主幹

はい。ただいまの質問について私の方から回答をさせていただきます。

災害では停電が発生する可能性もあることから、空調設備の整備と非常用電源の確保は一体的に考える必要があります。

町の地域防災計画においても、発電機等の応急対策用資機材の整備を進めることとしておりますので、既存の非常用電源の能力や燃料確保の状況を確認するとともに、空調設備を含めた避難所の必要電力を把握し、非常用発電機、蓄電池、可搬型電源等を含めた電源確保のあり方を検討してまいります。

特に、発電機だけに依存するのではなく、複数の電源手段を組み合わせることで停電が長期化した場合にも、避難所機能を一定程度維持できる体制を整えることが重要であると考えております。

常設空調設備の整備、スポットクーラー等による暫定的な対応、そして非常用電源の確保について、それぞれを個別の対策として捉えるのではなく、「平時の施設整備」「災害直後の応急対応」「停電時の電源確保」という段階を踏まえ、総合的な避難所の暑さ対策として検討してまいります。

今後、国・県の財源制度、各体育館の施設状況、整備費用、維持管理費、非常用電源の確保等を総合的に整理し、当町の財政状況を踏まえながら、実効性のある避難所環境の整備につなげてまいります。以上です。

○大場議員

はい。平時や様々な形で、そういった対応、対策をとっていただける上で大変心強く思っております。

また、町の財政の負担にもならないような形で、国・県、様々な形での補助金を利用し、そういった施設整備の方をやってもらえればなと思います。

今回の熊本地震での避難や避難所運営で改めて浮き彫りになったのが、私が今回質問するきっかけとなった、猛暑の中での避難という非常に過酷な現実の報道を受けて、やっぱり夏の災害を乗り切るための、涼しい「涼」という備えと、地震による直接的な建物被害が免れたとしても、大規模な停電が発生すれば、やはりエアコンですとか、そういう空調設備が使えなくなることも、地震や災害の、そういった避難も誘導も必要なのかなと思います。

地震の揺れがまた少なかったとしても、その後の熱中症での命の危機にさらされるという二次災害を防ぐための対策や計画が今後も急務と感じておりますので、これまでの質問による様々な対応、課題も残しておりますので、対応の方よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次の質問に移りたいと思ひます。「防災DX」を活用した迅速な避難者支援についてお伺ひしたいと思ひます。

デジタル技術を活用した「防災DX」の重要性が、近年の突発的な自然災害での避難誘導から避難所運営まで高くなっております。8月1日に発令されました高齢者避難指示においても、支援が必要な方を漏れなく捉え、「誰一人取り残されない避難」を実現する仕組みが整備されていることに大変期待が持てます。また、安否確認の遅れや情報伝達不足といった問題の解決に関しても、役場職員のご尽力に大変感謝しております。

そこで、避難所開設場所を多数設置した場合の、災害時における避難者名簿や要支援者の安否確認などのデジタル管理、支援物資の在庫・配分状況のリアルタイムな可視化することは、迅速かつ確実であり、混乱を防ぎ効率的な支援を行う上で極めて重要と考えます。

町における避難所運営への防災DX導入に向けた検討状況と今後の推進策についてお伺ひしたいと思ひます。

○栗田議長

後藤危機管理主幹。

○危機管理主幹

はい。ただいまの質問にお答えさせていただきます。

災害発生時には、避難者の人数や健康状態、要配慮者の状況を迅速かつ正確に把握するとともに、避難所ごとの物資の不足状況を的確に把握し、必要な支援を速やかに届けることが重要であります。

特に、大規模災害や避難生活が長期化した場合には、紙による避難者名簿の作成や物資の数量確認など、従来の方法だけでは情報の集約や共有に時間を要し、職員の負担も大きくなることが想定されます。このため、国が進める防災DXの取り組みも踏まえ、当町においてもデジタル技術を活用し、災害時の情報収集・共有や避難所運営の効率化を図ることは重要であると認識しております。

避難者名簿については、避難所で受付けした情報を電子的に管理することにより、避難者数の把握、避難所間の情報共有、要配慮者の状況把握、退所状況の管理などを迅速に行

える可能性があります。また、災害時には避難者の状況が刻々と変化することから、各避難所の情報を一定のルールのもとで集約し、災害対策本部等において、町全体の避難状況を把握できる仕組みを整えることが重要であります。

物資管理についても、防災 DX の活用による効果が期待されます。例えば、避難所や備蓄物資保管場所ごとの食料、飲料水、簡易トイレ、毛布等の在庫数量をデジタル上で管理することにより、どの避難所に何が不足しているのかを一覧で把握し、避難所間での物資調整や追加調達、県等への支援要請を迅速に行うことが可能となります。また、支援物資についても、受け入れ、保管、搬送、配布までを一元的に管理することで、どの物資がどこにあり、どの避難所にいつ届けられたのかを把握しやすくなり、物資の偏在や不足の防止につながるものと考えております。

一方、防災 DX を実効性のあるものとするためには、システムを導入するだけでは十分ではありません。危機管理部門を中心として、福祉、健康、教育、総務、財政など関係する部署が平時から情報を共有し、災害時に誰が情報を収集し、誰が判断し、誰が避難所や関係機関へ伝達するのか、役割分担を明確にしておく必要があります。

また、自主防災組織、消防団、自治会、避難所となる施設の管理者など、地域の関係者との連携も不可欠であり、デジタル技術は行政内部だけで完結するものではなく、実際に避難所の現場で使用する方々が無理なく扱える仕組みとすることが重要です。そのため、今後は当町の規模や災害特性、既存の情報システムとの連携の可能性、導入費用、維持管理費、職員の運用負担等を総合的に検討し、当町にとって実効性の高い仕組みを段階的に導入することを検討してまいります。

防災 DX は、デジタル化そのものを目的とするものではなく、災害時に必要な情報を必要な人に速やかに届け、限られた人員や物資を有効に活用し、一人でも多くの住民の命と生活を守るための手段であると考えております。

今後とも、平時からの防災体制の強化とデジタル技術の活用を一体的に進め、避難者一人ひとりに寄り添った、迅速かつ効率的な避難者支援体制の構築に努めてまいります。まずは以上です。

○大場議員

はい。答弁を受けまして再質問になるわけなんですけども、今後システムの連携も含めた上で、段階的対応になるかなと思っています。

現状の課題として自分的に思っていることなんですけども、やはり先ほど避難所の空調設備にもありましたように、デジタル機器も停電や通信障害時には使えなくなるリスクがあります。またデジタルとアナログの両面でのハイブリッド的な運営体制の確立を視野に入れ、日常の訓練から住民参加型のデジタル防災訓練や地域コミュニティとの連携も重要と考えております。町の見解と課題解決に向けて、どのような対策を考えているのかお伺いしたいと思います。

○危機管理主幹

はい。議員ご指摘のとおり、防災 DX を進める上では、先ほども申し上げましたが、デジタル技術を導入すること自体を目的とするのではなく、災害時に確実に機能し、住民への支援に繋がる仕組みを構築することが重要であると認識しております。

特に災害時には、停電や通信障害、機器の故障等によってデジタル機器が使用できなくなる可能性があります。

そのため、当町においては、デジタルだけに依存するのではなく、紙による避難者名簿や物資管理表などを併用する、いわゆる「ハイブリッド型」の避難所運営を基本的な考え方として検討してまいります。

例えば、通信環境が確保されている場合には、タブレットやパソコン等を活用して避難者情報を入力し、避難者数や要配慮者の状況を迅速に集約する一方、通信が途絶した場合には紙による受付・名簿管理に切り換え、通信復旧後にデータを反映するといった二重の運用方法をあらかじめ整理しておく必要があります。

物資管理についても同様に、平時からデジタルによる在庫管理を行いながら、災害時には紙による在庫確認にも対応できるようにすることで、どのような状況でも避難所運営が停止しない仕組みを整えることが重要です。

また、こうした仕組みを実際に機能させるためには、避難所で誰が受け付けを担当し、誰が情報を確認し、誰が災害対策本部へ報告するのか。さらに通信障害が発生した場合には誰が紙の情報を管理し、通信復旧後にどのようにデータ化するのかなど、具体的な役割分担を平時から整理しておく必要があります。

議員ご提案の住民参加型のデジタル防災訓練についても、今後の防災 DX を進める上で重要な取り組みであると考えております。

防災 DX は行政職員だけが理解していても、災害時に十分な効果を発揮することはできず、実際に避難する住民、自主防災組織、自治会、消防団など、地域で防災活動を担う皆様にも、可能な範囲でデジタル機器や情報共有の仕組みに慣れていただくことが重要です。

例えば、地域の避難訓練において、実際の災害を想定してデジタルによる避難者受付を行い、避難者数や要配慮者の情報を集約する、物資の不足状況を報告するといった訓練を行うことで、システムそのものの課題だけではなく、住民や職員にとって使いやすい仕組みであるかについても検証することができます。

災害発生直後には、行政だけですべての地域の状況を把握することは困難なため、消防団から写真や動画などで、危険箇所の状況を報告していただくなど、デジタル化を進めている分野もございます。

自治会や自主防災組織、消防団など、地域の状況を把握している方々から、避難状況、道路や河川の状況、支援を必要としている方の情報等を迅速に共有していただくことは、災害対応の初動において非常に重要になります。

そのため、今後は地域の防災訓練等の機会を活用しながら、デジタルを活用した情報共有についても研究し、地域の皆様が無理なく参加できる仕組みづくりを検討してまいります。

す。

一方、避難者情報には個人情報が含まれることから、誰がどの情報を見ることができるのか、どのような目的で利用するのかなど、情報管理については十分に配慮する必要があります。

また、高齢者などデジタル機器の利用に不慣れな方が取り残されることのないよう、デジタルを利用できる方にはデジタルで対応しながら、従来の紙や対面による受付も残すなど、「誰一人取り残さない」ことを基本として運用する必要があります。

今後の防災 DX につきましては、まず、現在の避難所運営においてどのような情報が必要なのか、どこに負担や時間がかかっているのかを整理した上で、避難者名簿、要配慮者情報、物資管理など、優先度の高い分野からデジタル化の可能性を検討し、早期に導入してまいります。

その上で、住民参加型の防災訓練などを通じて実際に運用し、課題を検証しながら改善を重ねていくことが重要であると考えております。

防災 DX は、単なる行政事務の効率化ではなく、災害時に必要な情報を迅速に把握し、必要な支援を必要な方に確実に届けるための手段であります。

当町としましても、デジタルとアナログ双方の強みを活かし、地域の皆様や関係機関との連携を図りながら、実際の災害時に機能する防災 DX の仕組みを段階的に構築し、迅速かつ確実な避難者支援につなげてまいります。以上です。

○大場議員

はい。自分もこのハイブリッド型運営体制の確立はすごい理想的な避難所運営や、様々な形で考えているところでした。町でもそういった形で段階的にやっていただける、そういった訓練。また 9 月 6 日の日に町の防災避難訓練もありますけども、町民の皆様が多く参加していただいた上での、そういった避難訓練されることを願っております。

災害時は、災害は気候の穏やかな季節だけに起こるわけではなく、ここで過酷な暑さの中でも被災を想像し、自分もそうなんですけども、非常持ち出し袋に夏使用の備えも必要となるわけです。

例えば 1 つ目は、塩分補給用のタブレットや、経口補水液。2 つ目は、水で濡らすだけの冷却タオル。3 つ目は、小型扇風機とポータブル電源など、様々な形で安価で素材を備えられる持ち出し袋もありますので、避難する際の持ち出し袋についての様々な更新と、町民の命と健康を守るためのそういった知識や情報を今後も発信していただければなと思っております。よろしくお願いします。

それでは 2 つ目の質問に入ります。高齢者の健康寿命延伸についてお伺いしたいと思います。

令和 8 年度より妊婦を対象にした RS ウイルスワクチンの定期接種が開始されました。同感染症は乳幼児や妊婦の病気というイメージを持たれがちですが、実際には基礎疾患を有する高齢者にも重症化しやすく、肺炎発症のリスクが高い感染症であります。

高齢者のRSウイルス感染症予防を進めることは、本人の健康を守り、健康寿命を延伸させるだけではなく、中長期的には医療費の抑制や逼迫する地域医療資源、介護現場の負担軽減にも大きく寄与すると確信しております。

そこで質問となります。第一に、高齢者における感染・重症化リスクについての周知の状況と、国で議論が続く高齢者向けワクチンの定期接種に関する町の認識。

また二つ目は、高齢者への接種は任意接種となっていますけども、予防接種費用の一部助成を実施することによる重症化予防や医療・介護の面での費用対効果についてお伺いしたいと思います。

○栗田議長

正野健康福祉課長。

○健康福祉課長

それではただいまのご質問に対しまして、私の方から答弁させていただきたいと思います。

はじめにRSウイルス感染症について、ご説明させていただきたいと思います。

RSウイルス感染症は、RSウイルスという病原体に感染することで引き起こされる急性の呼吸器感染症で、一般的には乳幼児の呼吸器感染症として知られておりますが、高齢者や慢性閉塞性肺疾患（COPD）、心疾患、それから糖尿病など基礎疾患をお持ちの方、免疫機能が低下している方が感染すると、肺炎などを引き起こし重症化するリスクがある感染症です。

現在、妊婦や60歳以上の方などを対象としたRSウイルスワクチンが国内で承認されており、臨床試験等において高い予防効果や重症化抑制効果が報告されております。

また、議員のご質問にもございますが、乳幼児の呼吸器感染症の重症化を防ぐ最も大きな対策として、妊婦を対象としたRSウイルスワクチンの定期接種が本年4月1日より導入されております。

この効果といたしまして、妊婦が接種することで母体内に抗体が作られ、胎盤を通じてお腹の赤ちゃんに抗体が移行する母子免疫により、出生直後から生後数か月間の最も重症化しやすい時期の乳児を守ることができるというものです。

一方、高齢者のRSウイルスワクチン接種につきましては、現状では、全額自己負担の任意接種として位置づけられており、一回あたりの接種費用はおよそ25,000円前後とかなり高額なものとなっております。

ご質問の内容にあります「国で議論されているワクチンの定期接種化に関する町の認識と予防接種費用の一部助成に向けた費用対効果」につきましては、60歳以上等を対象とした高齢者向けワクチンは、厚生労働省の厚生科学審議会（予防接種だつたり、ワクチン分科会等）での検討が継続されておまして、現時点では定期接種化には至っておりません。

検討課題といたしましては大きく3つ挙げられておりますが、一つ目が疾病負荷や感染実態の把握が難しいというところです。

現状、高齢者が風邪や肺炎で受診した際、現場でRSウイルスの確定検査が日常的に行われていないため、日本国内における高齢者の正確な発症数や入院・死亡数などの基礎データの把握が不十分であると指摘されております。

二つ目が費用対効果についてですが、ワクチン自体の価格が一回当たり25,000円前後と高額であるため、国や自治体の財政負担に対し、医療費削減などの十分な費用対効果が得られるかどうか慎重に議論されております。

三つ目が高齢者向けワクチンとの優先度についてですが、高齢者に対しては、すでに定期接種となっている「インフルエンザ」「肺炎球菌」「新型コロナ」など複数のワクチンが存在し、これらとの接種間隔や優先度、高齢者や自治体現場の受容性について、総合的な評価が必要とされるところです。

高齢者向けのRSウイルスワクチンの任意接種の全国的な動向といたしましては、予防接種費用の一部助成を実施している自治体は、令和8年4月時点で、全国で14自治体と非常に限られた少数にとどまっており、今後の国の方向性を注視している状況と言えます。

また、薬事承認はされているとはいえ、定期接種化されていないワクチンを任意接種助成という形で町が推奨することについては、健康被害等へのリスク対応が必要となります。

このようなことから、当町といたしましては、RSウイルスワクチンの任意接種助成につきましては、他自治体の実施状況や国の専門部会における今後の検討動向を慎重に見極めながら、それらの動きについて注視してまいりたいと考えております。以上です。

○大場議員

はい。答弁を受けて自分も様々な形で、町の方で実施している様々な予防接種に対して評価するとともに、今回の質問で、自分は必ずしも基礎疾患などを有する高齢者や、幼児に対する重症化予防を目的としたワクチンの接種費用の助成への検討を考えているのではなく、高齢者の重症化になる肺炎予防としての肺炎球菌やインフルエンザと同様に、大変重要なワクチンであると認識しております。

しかし、まだまだ世間に広く認知されていない感染症のため、まずはこのRSウイルス感染症について町民への周知と、高齢者における感染予防への注意喚起を積極的に行っていただきたいと思います。

健康で自立した生活が過ごせる健康寿命の延伸のためにも、今後の超高齢化社会を迎えるに当たり、RSウイルス及び肺炎に対する対策は一層重要になると考えております。こういった対応の方よろしくお願ひしたいと思います。以上で一般質問の方を終わりたいと思います。

○栗田議長

次に、寒河江宏一議員の質問を許します。寒河江議員。

○寒河江議員

はい。4番、寒河江でございます。まず最初にですね、大場議員も申し上げましたけれども、熊本地震、そして千葉県を最初に始まりました突然の豪雨に関して、災害に受けら

れた方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

この度の私の質問は通告通りですね、町が所有する土地の未利用の土地についてお伺いしたいと思います。

最初にですね、未利用な土地については、一般財源財産の土地と、そして金山町土地開発基金の保有する未利用の土地が2つありますけども、最初に町が土地開発基金で取得した未利用の土地についてお伺いしたいと思います。

資料としていただきまして、その中で未利用の土地が、48,351.5 平米ということで、16,626 平米ぐらいあります。それについて資料いただきまして、1 番から 6 番までありますけども、特に絞りましてお伺いしたいと思います。

まず最初は 2 番の「上台前山の原野」について。そして次に 3 番目の「公営住宅用地」ということで通路について。そして 4 番目が「定住促進住宅事業用地」として取得した土地。そして 5 番目に「緑地等の整備事業用地」ということで、羽場地区の方で取得した土地。そして 6 番目に、十日町地区に取得した土地についての、改めてですね、土地の購入の目的についてお伺いしたいと思います。

○栗田議長

はい。川崎総務課長。

○総務課長

はい。それではただいまのご質問にお答えをさせていただきます。土地開発基金で保有している土地は、先ほど寒河江議員からありましたように 6 ヶ所ございますが、そのうち 5 ヶ所についての土地の購入の目的についてということでお答えをいたします。

はじめに、一覧表今皆さんにお渡ししておりませんが、寒河江議員にお渡しした、お話である 2 つ目からまいります。

平成 13 年度に取得しました「アルカディア復興計画事業用地」こちら国道 13 号線を、上台坂を上りまして、ずっと坂を上った右側のところがございます。ちょうど盆地形型の土地となります。こちらは、4,124 平米でございますが、こちらは地理的にも町を見下ろすような場所にございまして、当初、視点場としての整備を考えて取得した土地となっております。

3 つ目でございますが、平成 26 年度に取得しました「公営住宅用地・進入路」こちらの具体的な場所につきましては、国道 13 号線沿い、街なか公営住宅。ちょうど七日町団地の公営住宅があります入り口付近の、公営住宅が 2 棟建っておりますが、面積 163.7 平米です。

こちら、公営住宅七日町団地からの付近に 2 棟の街なか公営住宅がありますが、そのうち新庄寄りの場所に街なか公営住宅として、A 棟と B 棟と 2 棟あるうちの新庄側の B 棟を希望した際、または逆に A 棟を希望した方が購入した際に、B 棟の方が進入通路用地として使用できるようにする目的で取得したものでございます。

続きまして 4 つ目でございますが、平成 27 年度に取得しました「定住促進住宅用地」

こちらはいわゆる旧金山木材の跡地でございますが、約 13,715.12 平米ほどございます。購入の目的は、町営住宅用地としての活用を想定して検討がなされていた経緯がございます。

続きまして 5 つ目でございますが、こちら、平成 30 年度に取得しました「緑地等整備事業用地」こちらは羽場地区羽場地内の丁字路のところの部分になりますが、257.15 平米でございます。購入目的としましては、交差点部分の拡幅改良事業用地及び、冬季間の道路除雪作業時の雪を積む堆雪場所として購入した土地となっております。

最後に 6 つ目でございますが、こちらは同じく平成 30 年度に取得しました、同じく「緑地等整備事業用地」ということで、十日町の旧かべやさんの跡地でございます。こちらは 339.74 平米ございまして、主要地方道雄勝金山線に接続する町道町浦線の終点部付近の線形改良事業用地ですとか、先ほど申しましたような冬期の道路除雪作業時の堆雪場所として購入したものとなります。まずは、以上でございます。

○寒河江議員

はい。今課長の方から説明ありまして、2 番の「上台前山」については、平成 13 年ということで、もう 25 年も経っております。そしてそこには今回高速道路等で国の方で取得した土地、その後に残っている土地があるわけです。そしてまた、3 番目に、七日町団地のところの公営住宅等の通路ということで取得した土地。そしてまた、「旧製材所跡の用地」についても、今回も見ますと、高速道路等の工事の関係でお借りしてるという部分もありますし、また、最初取得してその後売却した土地もあると思いますけども、それと、そして羽場地区の交差点。拡幅といっても、私見ても、拡幅なるのか。電柱もあって、その辺もあります。また、6 番目の「十日町の旧かべやさんところの土地」についても、この目的にあって、なぜ整備できなかったのかという点をお伺いしたいと思います。それについてもやっぱりこの土地開発基金についても、やっぱりこの目的、設置の目的があるわけでありますので、それを考えた場合見れば、やはりここまで寝せておく。25 年も寝せる。10 年、7 年、6 年、8 年と、そういうふうに寝せておけばやっぱり、それだけ本当は早く整備したいということで、土地開発基金で取得しているわけなので、なぜこの整備に関して遅れているのかという点についてお伺いしたいと思います。

○総務課長

はい。なかなか進まない理由といたしまして、今後の活用の見通しというか、そういった面も含めてちょっと併せてお答えをさせていただきたいと思います。

まず 1 つ目「上台のいわゆる視点場の用地」についてでございますが、この部分につきましては、土地開発基金で購入はしたものの、いろいろ検討する中で、やはり交通量が非常に多いということ、これまでの検討では、視点場用地への進入上の安全性なども考慮して、なかなか実現には至ってないといったような実態にございます。

ただですね今後、新庄金山道路が開通いたしますと、多くの車両がそちらの道路を通ることが予想されますので、一般道路の交通量が減ることが見込まれます。この土地に入る

際の危険性は一定程度低くなることも想定されてございます。そのため、新庄金山道路が開通後の交通量の推移なども確認しながら、道路を管理する国とも安全対策などの意見交換を行いながら、改めまして視点場も含めて、有効な活用策について研究してまいりたいというふうに考えております。

ただ一方で現在、各種工事において発生いたします土砂の置き場が不足しているといった状況もございますので、なかなか視点場としての活用が困難であるというふうな場合につきましては、土砂のストックヤードとしての活用なども含め、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

続きまして「七日町の公営住宅の進入路の用地」についてでございますが、現在、北側のA棟と南側、いわゆる新庄側のB棟の入居者につきましては、その敷地への出入りに利用しております共用通路部分につきましては、A棟・B棟の売却がもしなされた場合は、それぞれ付随します部分を分割して売却することとなります。その場合に、B棟の入居者が公道に出られるよう、新たな進入路を構築する予定として、今はそのA棟・B棟が売却に至っておりませんのでそのままになっておりますが、今後見据えて、現在も土地開発基金で購入した土地というふうに整理をしてございます。

続きまして、「旧金山木材の跡地」についてでございますが、平成30年度には地形・用地測量や概略の基本設計などを実施いたしましたが、町の財政状況や住宅需要を鑑みて事業を休止したといった経緯がございます。現在は一部を民間企業にお貸ししている状況ですが、これまで役場庁舎内でのプロジェクトチームの提案でもありましたが、民間アパート建設の候補地としての検討なども行っております他、既存の町営住宅等が建替えをする時期などには、建設地として活用できるのではないかとというふうにも考えているところです。

ただ、しかしながら、元々その場所は住宅地ではございませんので、敷地自体も広大であり、新たに上下水道の生活インフラの整備が必要となるといった課題もあります。また、敷地内の除排雪などをも含め相当の費用を要するといったこともございます。また、住宅需要について、非常に見極める必要もございますので、そういったものの費用対効果を含め、慎重に検討していく必要があるんだろうなというふうに考えております。

続きまして「羽場丁字路」の用地についてですが、現在は道路除雪の堆雪場としては活用してございますが、交差点部分の改良について、旧環境整備課で様々な検討を行ってきたところですが、なかなか支障物件となる、先ほど議員からもありました「電力柱」、電柱なんです、四方へ高圧線が張り巡らされておまして、周辺への電力供給の要となる場所として非常に影響も大きく、電力柱の移転につきましては、時間や費用を要するものというふうに捉えております。また、交差点部付近の水路横断構造物と交差しております「最上広域水道の本管移設」につきましても、県の最上電気水道事務所の設計・施工に伴います予算措置や、交通規制の長期化など、こういった問題も挙げられておまして、即時の交差点改良というものが難しいというふうに考えてございます。

これらのことから、今後、電線管理者でございます東北電力株式会社が電力柱の更新等を実施する際に、停電計画等に合わせて交差点改良が進められますよう、この電柱・水道等占用物件管理者との連携を図りたいというふうに考えております。

最後、平成30年度に取得しました「緑地等整備事業用地（旧かべやさん跡地）」につきましては、現状道路除雪の堆雪場所として活用してございますが、線形改良や緑地化につきましては、当該路線の交通量や事業効果に対して事業費が高額となる場合がございます。現在は、その時点の交通需要も考慮した上で、当該路線の舗装打ち換えや側溝等の更新を行う時期に合わせた線形改良を検討するなどしまして、効率的な道路整備を行ってまいります。

今後の活用につきましては、以上のような課題もありながら方向性を考えてございますが、改めまして検討を重ねる必要があるのにつきましては再検討を重ね、先ほど議員からありましたがしかるべき時期に町が買い戻して行政財産として、適切な活用を図るよう進めて考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○寒河江議員

はい。今課長の方から、今後についてもあわせて説明いただきました。聞いてみますとですね、金山町の土地開発基金の条例を見ますと、公用もしくは公共用に要する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るために作った基金の設置をしているわけです。そしてまた、3条には運用についても書かれております。運用については、町長は基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ、効率的な運用しなければならないと条例にあるわけですよ。そうしますと、例えばですね、羽場地区に関してもですね、電柱があるというのも分かっている話なんで、それを今後、電力さんが電柱を移動するときに、それはもう電柱があるのが分かっているわけなので、その辺はやっぱり取得するときに話をしていかなければならないと。商談していかなければならないというように受け取りました。

そして、七日町団地のところの土地についてもですね、それに関しても、あそこを見れば、よっぽど急なんです。皆さん見ても、担当課の人が見ても分かると思うので、そこを坂を作って入れるというのはちょっと無理もあるのかな。それだったらやはりあそこの町の公営住宅を建てる時に国道までの高さまでの整備をすべきである。それをもう今言っても遅い話でございますけども、そこら辺はもう取得するっていうことは、それを仮定として、やっぱりもう整備していかなければならないと思っております。でなければ、やっぱり、町の土地としてやっぱりまた取得するか、基金ではない方向で持っていくかということでもあります。

町長を中心に、様々な役場内でもプロジェクトチームを組んでやっているわけですが、こういうところが全部なんか何もないような感じで、やっぱり進んでおります。やはりこういう取得したこの円滑に活用するということなんで、やっぱりこの目的を持ってやって

るわけですので、この土地開発基金に関しては、私たち議会を通さなくても買える土地がありますので、やはりそれは執行部としてもやはりその辺は目的であって、町の財産を活用することなので、やっぱり目的を持ってるわけですので、これをやっぱり整備していかなければならないと思いますし、それでちょっと、もしこの目的がないとすれば取得すべきではなかったなという思いもあります。これに関しても、今言っても、そういう話でございますけども、これは今後やっぱり考えていかなければならない。

そして、一番最初に言いました上台前山についても、うちの須藤議員も視点場としての質問を何回もさせていただきましたが、その中でこれ、国との協議ということをお話になりました。高速道路ができれば、その視点場に行ける整備もできるのではないかなというニュアンスで受けとめましたけども、今後ですね、この上台前山についても高速道路が繋がれば、将来重要なポイントになってくると思いますので、その辺をやっぱり今後、取得して25年にもなるわけですよ。それをやっぱりそのまましてるというのは、やっぱりこれだけ、全然進まなかったなと思いながら受け取ったところでございます。

ぜひこの前の製材所跡についても、民間アパートという話もありました。そしてやっぱりそこには下水道を整備しなければならない。下水道早く整備してですね、やっぱり民間のアパートなり、それから町民の方が取得できるような土地になればと願っております。その辺をやっぱり検討していかないと、やはり人口減少から脱却できないのではないかな。少しでもやっぱり住める環境をつくるのが1つの需要だと思いますので、そこら辺の検討はできるのかということでお伺いしたいと思いますし、十日町地区に関しても、その土地を何もしないで、道路も狭く入りづらくなっておりますので、あの土地は痛ましいなと思います。その辺を今後の検討についてですね、先ほど課長も答弁でもらいましたが、改めてですね、今後整備をしていく。いつまでっていうのもなかなか難しいと思いますけども、その中でやはりこういうプロジェクトチームを組んで、今後やっぱり、未利用の土地をなくしていくんだというようなお考えはないのかをお伺いしたいと思います。

○栗田議長

町長。

○町長

取得をしておきながら、なかなか利用されていないという実態についても課長なりそしてまた議員からも今ご指摘もありましたが、確かにやっぱり取得する際には、目的をあって取得するということがあったわけですが、やっぱりその時点ですぐさま事業に取りかかればできたかもしれませんが、やはり時間が経ってしまうと、なんていいますか緊急度、必要性というのが少し薄らいできてしまっているというのが今現状かなというふうに思います。

その意味で、かなりの年月をそのままにしているという実態が出てきておりましたので、改めて本当に5つぐらい今お話がそれぞれありましたけれども、それらについて本当にどういう活用、当初の目的通り本当に事業を進めるべきか、或いは、やはり今の時代にちょ

っとそぐわない状況になってきているということもなきにしもあらずだと思います。そこら辺の見極めといいますか、それらについて、やはりじっくり再度検討ということのをこれまでできてないということもございましたので、改めてそれについて検討するというところから始めさせていただくということでやっていきたいと思います。

その後、それらがどういうことでやっぱりこういう時代とともにやっぱりこう、必要度といいますかそういったものも変化してきていることもありますので、取得した本当に当初の目的が今もそのまま、十分な目的としてあるのかどうか、そこら辺を再度検討する必要もあるなというふうに思います。その上で、やはり必要性、そういったものが感じられるものにつまましてはやはり事業に移していくということも当然、必要なことだと思いますが、その前の段階で再度改めて目的と今の状況、あと今後の展開、それらについて見極めるための検討をするところから始めさせていただきたいと思います。

○栗田議長

はい。寒河江議員。

○寒河江議員

はい。まずとにかく検討から始めていただきたいと。町としても、やはり今年から大きなプロジェクトで温泉の整備、そして旧中央公民館跡地の様々な事業が計画しております。やはりそうしますと、そっちにお金かかってしまって、この取得したところが何もなくなっている。そうしますと先ほど町長の答弁でありましたけども、もう町民の方々から忘れられるというところがあるのかなと思います。ぜひその辺をやっぱり、土地は町の基金で買った土地でありますので、やっぱり基金を活用する。1回町で買って、基金のやつを買って、やはり活用するというのが、そして基金をまた戻してやるということでもあります。

本来であれば、前は金山町にも土地開発公社ありました。それも解散しておりますので、やはりその点もあるので、その辺をやっぱり執行部としても考えていただき、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

もう1つですね、町が所有する普通財産の未利用の土地ということで結構あるんですけども、旧谷口分校跡地とか旧漆野分校跡地とかあるんですけど、その中でもやっぱり、旧除雪ステーションの用地ということで、先ほど金山ハウスが利用していて、防災倉庫とか使っておりましたけども、令和3年に解体しております。あの土地も結構広い土地であります。704平米ですか、ありますので、その土地についてですね、このまましておいてもただもったいないなという思いもあります。この土地の今後の活用方法が町の方で考えているとすれば、答弁をお願いいたします。

○栗田議長

川崎総務課長。

○総務課長

はい。ただいま寒河江議員からございました旧金山ハウス跡地、いわゆる先ほど土地開発基金で購入した町営住宅、街なか町営住宅の取りつけ道路と隣接している土地、現在A

棟・B棟がある全体の土地の、一番金山寄りのスペースとなります。

こちらにつきましてはですね、現在普通財産として活用がなされていない状態ではございますが、緑地として、現在、冬場のあの辺の除雪の堆雪場所なんかでは扱っておりますが、今後に向けましてはですね、街なか公営住宅の入居者とか、そういった方の意向など兼ね合いなども検討しながら、公売を行うといったことも考えてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○寒河江議員

はい。今課長の方からも公売という話ありました。ぜひですね、この民間のこの土地が、やはり今まで町が持ってるというのは、民間のものになれば、固定資産税も入ってくるわけでございますので、やはりその点に関してもやっぱり、本当に使わない土地はやはり公売してもいいのではないかなと思います。でないと、やっぱり今後ですね、町としても負担になっていくのではないかなと思います。

そして人口減少、うちのところの工場の撤退もありました。その中でやっぱり、そのように、町の中に空き地ができて、そしてその管理になってないとなれば、やはり今問題になっておりますクマとか様々な問題になると思います。ぜひですね今後売却、そして、例えば貸付でもいいと思う。借りるというのも1つの方法だと思います。

町でも土地を使っていない土地で貸してる土地もあると思います。それあると思うので、その辺もいいのではないかなと思います。

今後ですね、この土地開発基金に関しては、やっぱり現在の残高ということで、令和6年度決算では636万9千円ありますけども、やはりもう基金がこのぐらいしかないということで、土地だけでも、うちの土地は結構あるんで、ここをやはり活用していかないと、町としても大変かなと思います。

ぜひ今後この売却、そしてこの活用をやっぱりしていかないと大変だと思います。特にですね、やはり十日町地区の旧製材所跡に関しても、大きな面積をあのまましておくのかな。高速道路の工事が終われば誰も借りる人いないわけなので、ぜひその辺の整備をして、民間の方々が利用できるような形にすればいいと思います。このプロジェクトチームを立ち上げた結果を私も期待しておりますので、ご検討していただいて、いい結果をお待ちしたいと思います。

それもやはり3年後4年後っていうんじゃなくて、やっぱりプロジェクトについても、いつまでという期限もあると思います。でないと意味合いもありませんので、ぜひ早く検討していただいて、それをやはりお示ししていただければありがたいと思います。

私からは、そういうような質問もありますのでこれで終わりたいと思いますけども、最後にですね、やはりこのプロジェクトチーム、この検討するチームをですね、いつごろまで立ち上げられるのかっていうのをちょっと、それだけお伺いしたいと思います。

○栗田議長

町長。

○町長

はい。土地利用についてのプロジェクトチームというご提案というか、それについても十分重要だという認識をいたしておりますので、いつまでということは、今年のプロジェクトチームをスタートして活動して、場合によっては今回全協かどこかで中間報告というようなこともさせてもらうというようなところでの活動をいたしておりますので、来年度という言葉の前に、この今年の年度内にそういったことが立ち上げられるかちょっと、そこら辺を精査をする必要があると思いますが。少なくとも遅くても来年度の初めには、その前に年度途中からでも、そういったことが可能かどうか、まずは検討して、できるだけ早めに立ち上げをしたいと思います。

○寒河江議員

はい。ありがとうございます。ぜひ期待しておりますので、よろしくお願いします。質問を終わります。

○栗田議長

一般質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

11時21分 休憩

13時00分 再開

○栗田議長

休憩を打ち切り、再開します。

なお、一般質問通告書の中で農業委員会会長への質問がありましたので、青柳会長に出席要求を行い、会議に出席しております。

関連する一般質問が終了いたしましたら退席となりますので、よろしくお願いします。

それでは、須藤典夫議員の質問を許します。

○須藤議員

5番、須藤です。一般質問をお願いいたします。会長さんには同席いただきましてありがとうございます。ご苦労さまです。

それでは私の方から最初に、今期から定数を改正して、農業委員10人体制の組織になり、会長さんにはですね、今回来ていただいています。農業委員会の会長に希望溢れる農業像を聞くということで、ご意見をお願いしたいと思います。

会長さんに青柳栄一さんが選任されました。おめでとうございます。さて、農業委員会は町の農業振興や農地の有効な管理などの広範囲の役割がありますが、会長として、金山の農業振興への考えや、現状の課題などを伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

す。

○栗田議長

はい。農業委員会会長。

○農業委員会会長

はい。須藤議員の質問にお答えさせていただきます。答弁に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。去る町議会 3 月定例会におきまして、農業委員定数条例の改正にご可決いただくとともに、先の町議会 6 月定例会では、農業委員の任命につきましても全会一致でご同意を賜りましたこと、この場をお借りしてお礼申し上げます。

また、7 月 20 日に開催されました第 1 回農業委員会総会におきまして、私自身、引き継ぎ会長の重責を担うこととなりました。ご承知のとおり、今回の体制見直しでは、農地利用最適化推進委員を廃止・統合し、新人 4 人を加えた農業委員 10 名が、現場での実働的な役割も直接担う一体的な新体制へと移行いたしました。これにより、組織の簡素化と迅速な意思決定が可能となる一方、委員一人あたりの役割は一層重要なものになると、身の引き締まる思いでございます。

それでは、ご質問いただきました「金山の農業振興の考えや現状の課題」について、新体制における農業委員会としての、取り組みをお答えいたします。第一に、新体制における農地管理と最適化の推進についてであります。推進委員との二重構造を解消したことで、総会での審議と現場での活動の一体化が図られます。10 名という少数精鋭ではございますが、委員一人ひとりが地域の相談窓口となり、現地調査や遊休農地の発生防止・解消活動を、これまで以上に迅速かつ機動的に進めてまいり所存でございます。

第二に、農地の有効活用と「地域計画」への対応についてであります。現在、高齢化や後継者不足により、管理が行き届かない農地の増加や耕作放棄地の発生が懸念されております。これに対し農業委員会では、現在進められている「地域計画」のブラッシュアップに向け、将来の農地利用の姿について地域の皆様と丁寧な話し合いを重ねております。

農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を力強く推し進めるとともに、現在機運が高まっております圃場整備事業につきましても、その早期実現に向けて関係機関と連携を図るなど、農地の有効利用に努めてまいりたいと思っております。

第三に、持続可能な農業振興と担い手支援についてであります。地域農業の継続には、中核となる認定農業者や農業法人の基盤強化、そして新規就農者の確保・定着が不可欠であります。とりわけ新規の就農者の定着につきましても、就農前に 1 年間程度の実践的な研修を行う「トレーニングファーム」のような仕組みづくりが必要と考えております。

県内でも、さくらんぼ農家等において実践研修を行うことで就農後の定着に繋がっている先進事例もございます。当町でも、例えば、町内認定農業者や農業法人に新規就農者の受け入れ先となっただき、町がその受け入れ側に対して独自の支援を行うような制度が構築できれば、担い手確保の強力な後押しになるかと思っております。

農業委員会といたしましても、委員のネットワークを活かした農地情報のマッチングを

行うとともに、こうした実効性のある就農支援策の実現に向け、町当局に対し積極的に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

結びになりますが、新体制におきましても、町や関係機関、そして地域の皆様とこれまで以上に密接に連携し、金山の貴重な農地を適正に管理・保全し、次世代へ確実に引き継いでいけるよう、全力を尽くしてまいります。

町議会におかれましても、当町の農業振興に向け、議員各位の一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。

○栗田議長

はい。須藤議員。

○須藤議員

ありがとうございます。3つほどご提案がありましたけども、金山の農地の保全に関しては、やはり農業委員会の役割は大きいかと思います。それで今の提案あった中でもですね、今後法人化も進んで町内11社になっていますかな。そういうことで、法人化したんですけども事業拡大のために、実際は人手不足というようなことが表面化しています。そういう中でトレーニングファームの導入ということで今ご提案があったんですが、そうした新しい労働力、それから中堅になる農業者ですな、こういう方々が早く定着するために、こういう制度を行政がタイアップしてですね、導入するということが非常に大事なことだろうと思います。

やはり働き手を確保することが、農地の保全にも繋がりますし有効農地をですね、さらに有効に使うという意味でも重要な役割を担っていくということで早期にこちらはですね、行政としても着目していただければというふうに思います。

この支援に関してはいろいろ形があるかと思いますが、まず人材ですね。これは若いほどいいということではなくて、やはり経験、農業の場合非常に大きな役割を発動しますので、そうした経験を豊富に持った方々が農業に定着していくことを支援する。それからもう1つ考えていかなきゃどうしてもですね、労働作業として、手作業とかそういうやはり細かい作業が出てきますので、労働者と言っては語弊があるかもしれませんが、海外労働者の町内ですね、囲い入れというかそういう研修制度のことも考えていかなければならないというふうには考えるところです。

それから補助整備の話も出ましたので、こちらでもですね早期に順次やるという方向で町の方角性は決まっていますけれども、なかなか足踏み状態でいるという報告も入っています。

田茂沢・蒲沢地区の圃場整備に関しては計画通り作業が進んでおりますし、今後、農業委員会の方々からいろいろご指導を受けることになるかと思うので、あわせてですね、今後の会長がおられます。大規模に訴え、整備されている。南部、このさらに大規模の補助整備もあわせて、今後制度化していく必要があるかというふうにも考えているところですので、今後ともよろしく金山農業ですね、導いていただきたいというふうに思うところであります。

それと会長さんは他にですね、金山の農産物の振興ということでピーナッツを導入して8年目でしょうかね、なるぐらいだと思います。

本当に一握りの金のやつを要するにブランド化して、金山の金山そのものの産物の名声を高めてきてるということには間違いないかと思います。これに関してもですね、今、会長されておりますので、今後このピーナッツに関して、どういうふうな展開を模索してるか。この辺も併せてお聞きしたいと思いますが、大丈夫ですか。よろしくお願いします。

○農業委員会会長

はい。お答えします。落花生始めてから今年で9年目です。手間がかからないということで、新たな転作物目として始めたんですけども、なかなか生産者が増えない。減っている状況でございます。

なぜ減ったかといいますと、やはり水稻と種まきと収穫作業重なるという部分もありますし、3年目から連作障害が始まるということで、補助の確保ができなかったこともあります。

何といっても10アール当たりの収益ですね。生のままで出荷最初のうちやってたんですけども、それではもう採算が合わない。加工にすれば、10倍近くなるんですけども。そんな意味でちょっと今、生産者が減っている状況でございます。

ただ加工に関しては、今30社ぐらいと取引をさせていただいております。年2、3回の商談会に行っておりまして、まだまだ足りない状況でございます。

その中で一番売れているのが、マルコの蔵です。当初目標にしていた金山町でお土産品がないということで、落花生の商品がたくさん出ております。当初の目標、何とか達成できているのかなと思っています。

あと、協議会での活動としては、年3回でん六さんの家族、またホテルメトロポリタン、凸版さんの家族を招いて、種まき収穫作業のイベントをやっております。そして小学校5年生になると落花生の授業、食育授業、現場での授業もありますし、でん六さんが頑張ってくれて商品開発販売までを体験させております。そういったことをやることによって子供たちから落花生に興味を持ってもらえるのかなと思っています。

今後については、まずは今の面積を維持しながら、生産者を何とか増やしていきたいと考えております。

○須藤議員

大変苦勞されて9年目を迎えているということで、当初この産学連携でこの事業が導入されたかと思うんですが、本当に一握りの落花生から産地化まで拡大してきたわけで、8年間の苦勞するのは会長さんが一番知ってるかと思うんですが、度ならぬ苦勞があったかと思います。

それでですね当時、それをやるかやらないかということで小さな会議があったんですが、そこに私もいました。もちろん会長さんもいました。農林課の前の産業課の職員いましてですねそこで、こういう全く金山にはない産物なんですけどね。しかしこれを育てれば、

他の産地よりもやっぱ早く作物ができて、それが商品化できるというなお話を聞いてですね。大体みんな最初ってのは億劫なんですよね。その会議の中でもですねやっぱり難しいという声もかなりあったんですが、会長さんがおられまして、2人ぐらいの方々、じゃあやってみようかと。そんなところから始まるんですよ。

もちろん会長さんは先頭切ってやるわけですけども、そうしたやはりちょっとしたきっかけとか動機っていうか、スタートラインっていうのが、産地に拡大していくということが、これからもですね、そういうタイミングっていうのは常に我々のところにきてるかと思うんですが、それをどう受けとめるかということで、ビーナッツの成功例っていう1つの参考になるかというふうに今のところちょっとお話を聞いてですね、感じたところでした。

今後とも大変なご苦労があると思いますが、行政としてもですね、やっぱり農林課を中心に、その面積を増やすということの課題。それから機械化がなかなか難しいという話もあるんですが、できるところはそういう機械の導入の研究もあわせてですね、行政の方で支援していくということが大事かと思います。

それから、やっぱりお話がありましたけれども、これをただ原料生産で店舗さんに売るだけじゃなくて、その加工するということですね、今回のこの金山の産物としてブランド化した大きなポイントがあるかと思います。ですからこれもいい品等をたくさん持つてるわけで、今30種の加工・提供してると。ですからここにですね、ビーナッツを中心にそれは加工してて、あらゆる30品目というと皆さん知ってるものがほとんどあるかと思いますが、今はせんべいみたいなものも商品化してこれ、ちょうほうやさん一番売れるというお褒めの言葉いただきましたけども、マルコの蔵ですね。やはり大変な人気なんです。お土産を買っていくという、グリーンバレーに来て帰り寄ってくださるんですが、やはり何か金山に来たからお土産を買うというときに、このビーナッツっていうのはやっぱり、マスコミ等を通してですね、徐々にお客さんの方にその名前を刷り込まれてきているというような感じがします。ですからそれを見たときに、やっぱりお土産として買っただけという関係が生まれてきているということで非常に将来のね、これは明るい話題だなというふうに思いますので、町としても行政としてもですね、やっぱり現物、生産力ですね、やっぱり高める支援・方策。これを会長さん、それから農業委員会の会長さんでもありますけれども、さらに農林課等を中心になってですね、工夫していただきたいと思います。ということで我々も頑張りますので、会長さんも稲刈り忙しいと思いますけども。そのあとまたビーナッツの仕事が収穫作業が重なってくると思いますけども。まずいろんな商品を開発して、金山の為にですね、名声をあげていただきたいと思います。今日は本当にありがとうございました。

○栗田議長

はい。これで農業委員会会長への質問が終了しましたので、青柳会長は退席となります。ありがとうございました。

(青柳会長退席)

○栗田議長

はい、須藤議員。

○須藤議員

はい、議長。2 番目の質問ということでお願いします。学校給食に地場産物の取入れ拡充策の検討をお願いしたいということで質問です。

昨年の 9 月に文部省とそれから農林水産省からですね「スモールステップからはじめる学校給食での地場産物等活用のためのガイドブック」というのがうたわれています。これには各地の取り組み事例等が紹介され、いわゆる食育の取組みが全国に広がっているということです。これかなりもう、今始まったことじゃなくてですね、今まで各地の取り組みをまとめたガイドブックになっているようです。

それで当町金山町においても、現在ですね、ふるさと給食などの特別給食ですで行われてきてます。これもかなり歴史があります。ただそれだけじゃなくて季節ごとの献立にも地元の野菜が多く使われてきてるということで、このことについてはですね、本当に、これから話をしますけれども、大変な苦勞を重ねてこういうふうな食材が使われてきてるという歴史が金山の給食センターにありますので、そういう意味でも高く評価されるものだと思います。

ただ、一般的にですね、これが表に見える化されていないので、なかなかそのどういう野菜がどんな人が供給しているのか分からないということがあります。それでガイドブックでは、自治体が食育推進計画や、地産地消計画等の計画や方針に「学校給食における地場産物等の活用」を位置付け、具体的な目標を掲げることがまず重要としているというふうに述べています。

それでですね、これは私の提案でございますが、新しい取り組みとして、まず供給される農家を把握するとともに、その農家と年間契約という形で契約を結んでできればですね、センターにその 1 年間を通して野菜等供給できる、そういうような仕組みができないかということを検討してみてもどうかという質問でございます。

この質問に先立ってですね、給食センターにお話聞きに行きました。それで丹主任とそれから栄養士の先生ですね、2 人から実情をですね、お聞きしてみました。そしたら驚くことが大変ありましてですね、まず、先ほど言ったように、そういうふるさと給食にはかなり積極的に金山の食材を使っているということでですね、私も知らなかったことがたくさんあったので紹介したいと思います。

それでどんなものが使われてるかなんですが、一般の野菜、キャベツとかにんじん、こちらもちろんそうなんですが、今年はね、スイカ。金山でスイカを供給できるような体制ができてるということでスイカを今年は使わせてもらったということですね。そういうことで驚きもありました。あと、山菜。春のメニューとして山菜も使っていると。こういうことですね。それから夏はいわな屋さん。大場さんですか。いわな養殖してますけれども、

前はいわな屋さんかな。そういうことのずっと繋がりで、いわなを特別給食で出している。それで秋には今度はね、豆腐屋さん。型豆腐っていいですか、ならだいの豆腐屋さん、これ地元で金山に豆腐屋さんあるんですよね。ここの豆腐を使わせてもらっている。もちろん肉は肉の大商さん。冬になるとね、今度は鯉。上台の甘露煮の鯉を今使っている。ただ今年はですね、カワウってのは知ってますよね。あれが養殖用の池に来て、みんな食べたそうなんです。今年は難しいと言われてる話です。これらについて他に野菜はきゅうりにかぼちゃ、それからニンジンとかですね、ほとんど今使われていて、それらがふると給食以外の季節料理の中にも積極的に、栄養士さんは取り組んでいるということなんです。

あと給食の現場っていうのが無償化したということで、何か変わったことがありますかというふうに聞きました。そういう特別ですね、センターとしての、その無償化になったからということでメインを変えたとか、それから食材を変えたってことはないそうなんです。それじゃ、子供たちの親御さんは何か反応があるかということも聞きました。ちょっとここが残念なんですけれども、親御さんの方からは、反応というのが今のところはないというふうですから、もう少しですね、町の方でもこの無償化したということの意義っていうものを、何かの形でお知らせをですね、もう少し積極的にして親御さんの関心もその無償化ということに関してですね、何かあってもいいんじゃないかなと私もその声を聞いてちょっと思ったところですので、今後何かお知らせのところでですね、再度そのよう誇張して紹介していく必要があるのではないかなというふうなこともあります。

それからですね、驚くことは、これは皆さんも驚くかもしれませんが、栄養士さんが苦労してることは何ですかっていうことなんです。給食を出すときに今、アレルギー、子供たちのアレルギーに応じた一人一人のメニューっていうのがあるそうなんです。みんな我々の給食のときはみんな同じですよ。ごはん、或いはパンとその副菜があった。別のものが出て食べてるっていうのはないんですけど。今はですねそういうアレルギーの調査をされて、そしてその申告によって、一人一人のアレルギーに対処したメニューを提供して、これ1回だけじゃないですよ。毎日それがあるわけです。それでおんなじメニューずっと出すわけにいけないので、その工夫が非常に大変になってるということです。現在8名の職員で調理されておりますんで児童が300名ということで対応されていると思います。

それからですね、残食っていう、給食で食べ残しが出るわけですよ。これの工夫も、前ですと学校の先生がやはり残すなよと。或いは強制的にですねそういう言葉を荒げてやったか分からないですけどそういう感じがありましたよ。我々の時ね。好き嫌いってだめだとかってね。これもね、そういうふうな学校のそういう強いなんていうかね、強制的なそういうことが今できないそうなので、要するにメニューの方で、栄養士さんがですね、いろいろその好き嫌いがあるのも、できるだけ食べられるような工夫をやはりされているということです。この辺がですね、大変苦労されてるかと思います。そんなことをお聞きしながらですね、ことかも驚いてきたところです。

それで今、男性の方が1人ということとあと女性の方で調理をされているとでした。その中でちょっと、これはちょっと考えていかなきゃならないのかなっていうのは、配車。給食センターから小学校にする配車がまだ2台あるということでした。トラックね。1台はもちろん、配食に使われてます。もう1台は従来、やっぱり2台あったわけですよね。それ今うちでは何に使ってるんですか？ つかつたら、いろんな他の課の、何ていうんですか、物運び。何ていうんすかね。そういう何かイベントするときに積んで運んでそういうふうなことで、用途はそういうふうな給食の用途じゃなくて、別の用途に使われてるというふうなお話もあります。ちょっとこれはね、やっぱり目的外の使用になってるんで、少し考えていかなきゃなんないのかなというふうなことも気づいたところでした。

本来の生産者の地産地消、安定的にこの給食っていうのを今まででも支えてきてるわけですが、これみんな一本釣りなんですよ。つまり、Aさんがこれを出しますということはもうずっと長くつき合いがあるのでいいんですけども、今こういう問題が出てきてます。

「夢市グループ」さんってのは皆さん知ってるかと思うんで、この方々も高齢化してですね、生産が難しくなってきたと。例えばじゃがいもにしましょう、じゃがいもを作っただけで給食センターに使ってもらってるんですけども。その方が辞めるとじゃがいもが供給できない関係になる。この今までのやり方でいくと。そういうことが出てきているようです。ですからセンターとしてはそれをまた引き継いでやってくださる関係があればですね、それ幸いなんですけどそういうところが今までの関係をそのままでは、やはりそういう問題が発生してきてると。

それから、これは前にも課長にもお話したことあるんですけども、じゃがいもなんかはやっぱり1年間通して、給食に供給できる野菜。金山でもですね。それから玉ねぎ、そういうものを今後栽培してくださる農家、こういう方々も探していかなきゃならない。

それから、夏野菜。ホウレンソウとか小松菜。夏野菜、なかなか金山では調達できないと、こういうふうに思います。いや心配いりませんよ。農林課の課長「つるむらさき」ってのは金山で栽培しています。これは夏野菜としてですね、十分使えますので、使ってください。今、こちらの宣伝をしていきます。

そういうことにしてですね知らない野菜も先生あったようですので、そういうことでですね、今後まだまだ拡充するためにはその農家とセンターとの関係をですね、もう少し見える化するという作業をやっぱりやっていただけないかということです。そしてできればですね、年間に私はネギを出しますと、これいっぱいみんながニラを出しても困るわけなので、やっぱりある程度随意契約的な関係の組織があるかと思いますが、まずそういう見える化して組織化して、そして年間の供給量センターの方で分かりますから、そういうのを出していただいて、そしてその関係をどういうふうに結びつけるかなんですが、やはりここはですね、年間通してあなたの方でこういうものを作っていただきたいと。それで生産者はそれでは頑張らしましょうと。こういう関係を維持するためにですね、ある程度その価格の問題になってくると思う。最後、お値段。

それで給食センターに出すのは、市場出荷とは別にですね何キロていうか束で。ニラでも、束で。そういうふうにしてちょっと出し方が市場とは違うわけです。これらに関して、農家の手間暇もかかりますし、センターまで運んでくる量的なものが少なくてもですね、そういう関係も含めますとですね、ここがその出荷量に関する、いわゆる 10%とか、或いはそれらの支援金ですね、そういう形で契約が結べないかというふうな提案でございます。

そんなところで、センターの内情もお話しましたが、大変勉強になりました、行って。ですから、今後ともですね、地産地消ということで、あとはそういう生産者と子供たちの関係なんかもね、種まき行ったり、収穫作業に行ったり、或いは、もうすでにコラボして商品化までできたビーナッツがあるんですよね。そういうことも他の農産物でもできるのではないかなっていうのも、感想を持ってきたと。

どうでしょうかそういう契約できることが、できないかというお話ですが、いかがでしょうか。

○栗田議長

はい。佐藤教学課課長。

○教学課課長

須藤議員におかれましては、様々農産物の研究をしてご提案をいただき、ありがとうございます。まずは通告分につきまして、ご回答させていただきます。

学校給食における地場産物等の活用につきましては、当町におきましても「ふるさと給食」の実施や季節に応じた地場産物等の食材を取り入れ、使用食材の紹介や直接の栄養指導で食育の推進に努めております。

提案にございました野菜の通年供給や年間契約の導入につきましては、年間を通じて安定した品質と量の確保や、価格・配送等の調整、また生産側となる農家の体制構築など、解決しなければならない課題も想定されるところでございます。

最近の学校給食への納入状況は、個人法人あわせて3生産者から地元野菜をご提供いただいているところでございますが、野菜価格の市場変動等から、年間契約までには至っておりません。

「スモールステップから始める学校給食での地場産物等活用のためのガイドブック」の趣旨を踏まえ、地場産物等の活用拡大に向けた無理のない持続可能な取り組みを進めるためには、今後は野菜の生産振興及び地産地消を所管する農林課との更なる情報共有や協力体制の構築が必須となります。

そのため、ご提案いただきました農家との年間契約の実施に向けた取り組みといたしまして、金山町地産地消推進委員会が生産者と給食センターとの間で想定される課題の調整・打合わせを行うコーディネーターを担い、可能性を探る場を設けたいと考えております。

その上で、通年で地場産物等を供給可能な生産者と、需要側である給食センターの双方が過度な負担なく継続して調達・供給できる実効性の高い仕組みづくりに向け、検討して

まいりますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

○須藤議員

はい。そうですね。まず、同じテーブルについてですね、課題を出し合っていただくと。ただ、コーディネーターをやっぱりつけるってことも大事だと思いますね。ただ世間話になって、現場話になると、話がほとんどなんていうかすぼんでいっちゃうんですよ。ですから、発展的な話にしていくためにはコーディネーターがいてですね、その意義っていう部分を常に皆さんが共有できるような関係を作って、会議をしてもらうということが大事かと思います。

主だってですね、協力者ってのは先ほど挙げた方々もそうですけれども、その他に今若手の方ではですね、長倉さんが主管するエヌシップさん。こちらはですね、かなりシーズンを通して物を生産してこれはもう、都心の方の供給もしている法人ですけれども、こちらなども非常に参加したいというふうに声をかけてもらっています。ですからそういう会議のときにはですね、ぜひエヌシップさんにも声をかけていただきたいと思います。この方々も若い人たちがやはり、新しい作物の導入をしていますね。ズッキーニとか、さっき言ったスイカ、それからとうきび。こちらも作っているそうです。それから年間通してというぐらいに、キャベツ、それから冬は春までにんじんが出せると。こんなことを言ってます。それから紫キャベツ、ミニ白菜。そんなふうにして年間通してかなりの品目、量もそうですけれども、生産しているようですので、こういう法人の方が参加していただければですね、かなりまだ充実したメニューの食材ができると思います。

今後その会議を持っていただけるということですので、まずですね、今までももう十分やってるんですよ。やってるけども、さらに農林課も含めて、ステップアップするということで、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○栗田議長

はい、それでは次に、五十嵐優一議員の質問を許します。

○五十嵐議員

2番、五十嵐です。よろしくお願いします。

それでは通告書の通り、一般質問を行います。質問事項は「みんなが主役、みんなの故郷、金山町」第5次総合発展計画となっております。

令和3年の3月に策定され、令和7年9月一部改定、その中のはじめ、2の第1章、計画策定にあたって4に計画の推進、管理・検証についてというものがありますので、その通りです。

要旨は令和2年8月26日に示されております「政策提言への対応方針」の要旨、これを捉えた上で、個別計画における数値目標、それと具体的施策のKPIの数値を含んだ成果と課題、そして今後の計画についてとなりますが、これは中期ビジョンと戦略の第2章、個別計画についてのことです。これから個別計画ごとに質問をしたいと思います。

最初に地域振興・雇用安定プロジェクトの農業と農村の再生における雇用機会の創出・

拡大。

2つ目が、働きやすい環境づくりと商工業の雇用創出に関連した内容になります。お願いいたします。

○栗田議長

庄司農林課長。

○農林課長

これから五十嵐議員の質問についてお答えさせていただきたいと思います。

令和2年8月に町議会よりいただきました政策提言への対応方針におきまして、「若い世代が将来に希望を持って働ける場の確保」や「農林業含めた町内事業者の成長と創業支援」、「高齢者等の生きがい・就労支援に向けた農福連携」などの重要性をお示した経緯がございます。

町といたしましても、これらを最重要課題と位置づけ、総合発展計画の施策へ反映させてまいりました。

地域振興・雇用安定プロジェクトの数値目標としては、町内企業の雇用者数を含めまして、年間新規雇用者数、実績としては、令和5年度8人。うち、農業経営になりますが、新規認定就農者が1人となります。令和7年度につきましては20人、うち新規認定就農者3名でございます。

目標となります令和10年度には10人、うち新規認定就農者5人を目標値として掲げているところでございます。

具体的施策には、地域計画に基づいた農地の利用集積を進めるとともに、認定農業者を中心とした地域の中心となる経営体や担い手への支援強化、また小規模農家へのきめ細やかな営農支援をバランスよく進めているところでございます。

農村の再生と雇用の確保に向けた主要な取り組みと、設定している重要業績評価指標(KPI)の進捗及び目標は次の通りでございます。

「新規就農者の確保・育成」は若い世代を中心に農業への新規参入を促すため、就農前から定着に至る支援を行っているところでございます。令和5年度の実績値は1人ですが、令和5年度から7年度までの累計は3人、計画最終年度である令和10年度までに累計5人の新規就農者の確保を目指します。

次に「地産地消・農産物直売の活性化」につきましては、農家所得の向上と地域内での経済循環を生むため、直売所等を活用した地産地消や落花生栽培を推進しているところでございます。その中で、落花生栽培による農業所得の確保となる販売額につきましては、令和5年度の実績では198万8千円、令和7年度の実績では132万4千円でございます。生産量や栽培農家の減少など、先ほど農業委員会の会長からはお話ありましたけれども、現実的には厳しい状況がございまして、令和10年度までに540万円の拡大を図る目標としているところでございます。

「農産物等の販売額向上とブランド化」は、高い品質を誇る金山産の青果物のブランド

力を高め、園芸農業の育成支援を図り、産地全体の販売力を強化してまいります。町の主要な園芸品目となりますにら、きゅうり、ねぎの販売額につきましては、令和5年度の実績では2億3千516万9千円、7年度実績では1億7千597万円でございます。令和10年度の目標としては2億5千万円を目標値として掲げているところでございます。

今後の課題と対応方針は、農業者の高齢化や後継者不足、資材価格の高騰など、農業・農村を取り巻く環境は厳しい状況にございます。

そのような中、政策提言の回答でもお示ししました「高齢者の知識・経験を活かした営農支援の仕組みづくり」や、「東北農林専門職大学をはじめとする教育・研究機関との連携による人材育成」、さらに省力化・高効率化を図る「スマート農業の導入・DX推進」を組み合わせることで、持続可能で「稼げる農業」の環境を整え、若い世代が魅力を感じて就農・定着できる雇用の場を創出してまいりたいと考えております。以上になります。

○栗田議長

はい。中村交流推進主幹。

○交流推進主幹

次に、まちづくり課からお答えいたします。

地産振興・雇用安定プロジェクトの2番目、働きやすい環境づくりと商工業振興による雇用創出についてでございますが、新商品開発支援による商工業の活性化や、町民雇用への支援により、就労機会の促進と地元定着を目指すものとなっております。

まずは一つ目のKPIである新規開発事業補助金でございますが、毎年1件の補助金交付が目標となっております。これまでの実績におきましても、毎年1件以上の補助実績がありますので、引き続き利用いただけるよう周知してまいりたいと考えております。

二つ目は、産業振興条例に基づく常用雇用奨励金交付事業所数でございます。令和10年度の目標は10事業所を掲げているところですが、平成22年度にそれまで増員のためのという条件がついてございましたけれども、増員でない場合でも奨励金の対象となる特例措置を講じまして、平成26年度まで申請事業所が増えたところでございますが、10事業所に到達したのは、平成26年度が最後となっております。

人口減少や町外事業所への応募の増などにより、町内事業所による町民の雇用が難しくなっている状況ではありますが、引き続き特例措置を継続するとともに、産業振興条例の奨励金を活用していただけるよう周知に努めてまいります。以上です。

○五十嵐議員

ただいまは前段で「政策提言への対応方針」を捉えた今後の計画、そして若い世代が魅力を感じて就農定着できる雇用の場を創出するという回答があったようです。2番目の1の(3)の課題や、今後の計画についても回答がありました。

そこでちょっと再質問、具体的な施策事業で商工業活性化対策事業の中に工業誘致対策事業に関連した中身になりますが、新たな工場誘致などについて、成果課題或いは今後の計画について質問いたします。よろしく願います。

○交流推進主幹

はい。私の方から工業誘致に関することで、成果といたしましては、町内におきましては、貸し工場が整備して 2 店舗ございます。その他といたしましては、新庄中核工業団地、こちらは昭和 57 年ですかね、に始まってこの 3 月に全区画埋まったというところがございます。こちらについては今後、最上 8 市町村でやってございますけども、すべて埋まったということで今後の何らかの支援をやっていこうということで今後検討していくことになるかと思います。

町内で新たに工場等誘致するとなった場合に、先ほど申しました貸工場のように、最初からある程度こう入ってくる人が見込まれて、そのために整備する場合は良いんですけども。中核工業団地のように、土地を整備して、それを分譲していくとなると、初期投資であるとかその後本当に利用活用されるのかなど、そういった課題があるかと思っております。現在町に対して工場を設置したいという相談は現在のところございませんけども、そういったことも踏まえて検討してまいりたいと思います。

また、先ほどの質問の回答でも若干触れましたけども、町内の主要な比較的雇用人数の多い事業所の雇用数を見てみると、だんだん町民の方の雇用数が減っている状況にあります。これは退職されたりした場合の補充がされる従業員が町外の方だったり、逆に町民だったのが町外に移ったと。そういった場合があるのかなと考えておりますので、町に新たな工場誘致した場合に、町民の雇用で仕事に就きたいような、どのくらい需要があるのか、そういったことも問題なのかなと考えております。ただ、やはり魅力的な事業所があれば雇用したいという方も多いかと思っておりますので、今後検討してまいりたいと思います。以上です。

○五十嵐議員

はい。さっき 2 点目の今後の計画の中でも、特例措置を継続、或いは産業振興条例の奨励金活用周知。若干弱いんじゃないかなという感もあります。まず、さらなる取り組みの推進を必要じゃないかなと思っています。

次に、(2) の移住・定住推進プロジェクト。多様な住まいの提供による定住促進に関連した内容です。よろしくお願いいたします。

○交流推進主幹

はい。移住・定住推進プロジェクト。多様な住まい提供による住宅定住促進についてでございます。プロジェクトの数値目標としましては、社会増減数、転入数から転出数を引いたものとしており、令和 5 年度の現状値はマイナス 64 人に対し、令和 10 年度は更に減少が進むことを想定し、マイナス 80 人としているところですが、令和 7 年度においては、マイナス 68 名にとどまっているところです。

具体的施策である「①世代に対応した多様な住まいの提供による定住促進」につきまして、1 つ目の KPI として「町内公営住宅等への入居率」としてありますが、令和 5 年度の基準値 94.8% に対し、令和 10 年度の目標値を 100% としております。

令和 7 年度の実績としましては、91.4%となっており、近年、特に子育て世帯の街なか公営住宅入居料の収入額に応じた負担の大きさが課題となっておりましたが、今年度から実施している子育て世帯への「町営住宅家賃支援事業補助金」について有効に活用いただきながら、入居者の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、2 つ目の KPI である「相談窓口の利用による移住世帯数」につきましては、令和 5 年度の基準値 1 世帯に対しまして、令和 10 年度の目標は 5 世帯としております。

令和 7 年度の実績では 4 世帯となっておりますが、この値の内容としては、通常の転入ではなく、町の各課の窓口を通じた移住者を計上しているところであり、令和 7 年度は地域みらい留学生の 4 世帯となっております。

当町の教育環境の他、住環境にも魅力を感じてこられている面もあるかと思われませんが、反面、地域みらい留学以外の一般の方の移住については、住居の確保の面でも課題が大きく、町営住宅の他、空き家の有効活用も今後重要な課題と考えているところです。以上です。

○五十嵐議員

はい。ただいま課題として、最後の方で空き家の有効活用も今後重要な課題と捉えているという回答でした。また様々なライフステージに応じた住まいの提案というところの中に具体的な施策の事業で、高齢者生活福祉センターの運営事業、こういうものもありますが、この辺も含めて、今後の取り組みが必要かと思っております。回答は不要です。

続いて (3) の結婚・出産・子育てプロジェクト。これ新しいやつでは、前段に出会っているのつくんですけど。この子育て支援・経済的支援の拡充に関連した内容となります。よろしくお願いいたします。

○栗田議長

正野健康福祉課長。

○健康福祉課長

はい。それでは私の方から「結婚・出産・子育てプロジェクト」における成果と課題についてお答えいたします。

「結婚・出産・子育てプロジェクト」における成果指標であります合計特殊出生率につきましては、目標値として令和 10 年度に 1.67 人に対し、令和 5 年度 1.49 人と達成率は 89.2%となっており、第 3 期金山町子ども・子育て支援事業計画では、当町の 0 歳から 11 歳の子供の人口は、平成 28 年度末の 497 人から令和 5 年度末には 339 人に減少し、令和 10 年度末には 210 人まで減少すると推計されております。

このような急速な少子化が進む一方、第 3 期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査によれば、就学前児童の母親の就労率は前回の平成 30 年度調査時 71.3%から 87.0%へ、小学生の母親の就労率は 86.7%から 90%へと大きく上昇しており、共働きの定着に伴い保育・学童需要の低年齢化・多様化が進んでおります。

第 3 期金山町子ども・子育て支援事業計画の中で設定いたしました子育て支援・経済的

支援に関する成果指標につきましては、「子育てをしてよかったと思う保護者の割合」という成果項目で、目標値 100%に対し平成 25 年度調査時 93%、平成 30 年度調査時 95.3%、令和 5 年度調査時 96.1%と保護者の満足度が確実に向上しており、町全体での子育て支援や経済的支援策が、保護者の実感として一定の成果を結んでいると捉えております。

また、具体的施策として「子育て支援・経済的支援の拡充」がありますが、重要業績評価指標（KPI）では「子育ての環境や支援事業への満足度」となっており、目標 85%に対し、令和 5 年度調査時 79.9%と一定の評価を得ております。

経済的支援につきましては、第 1 子 10 万円、第 2 子 20 万円、第 3 子以降 30 万円を支給する出産祝金や小学校入学時 3 万円、中学校入学時 5 万円、中学校卒業時 3 万円を支給する入学等祝い金支給事業、在宅育児を応援し、月 1 万円を支給する家庭育児支援金を継続し、さらに令和 7 年度からは保育料及び認定こども園給食費並びに小中学校給食費の完全無償化を実施いたしました。

当町におきましては、厳しい財政状況・少子化の中であっても、「子供は町の宝」であるという基本理念のもと、地域全体で子どもと親の育ちを支える環境づくりを進めてまいりました。

今後におきましても、かねやま子育て応援プランに基づき、「子育てするなら金山町」と心から実感していただけるよう、質の高い教育・保育の提供と切れ目のない支援に全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○五十嵐議員

はい。ただいまは、数値目標の課題として、まず第 3 期の金山町子ども・子育て支援事業計画、或いは策定に関わるニーズ調査の中から拾われて、成果として、その調査の中で一定の成果という回答があった。この調査の方も私調べております。

そして KPI に関しては、やっぱりその計画の中で、基本理念、事業内容も、さっきお話いただきました、これらがあったためにか、一定の評価があるというふうなことで、私もそのように感じております。

課題の中には、厳しい財政状況と少子化、今後の計画で、やっぱり金山子育て応援プランの「子育てするなら金山町」いいフレーズです。質の高い教育と保育の提供と切れ目のない支援ということでした。

やっぱりこの金山子育て応援プランや新しい出会いというものを越えたこのプロジェクトの、基本方針具体的施策の経済的負担感の軽減を図るとともに、困難を有する子供や、その家庭を含むすべての家庭に対する支援を行う。この部分も含めて、新たな施策とともに、推進する必要があると思います。丁寧な内容の説明ありがとうございました。

最後の（4）地域連携・生涯活躍プロジェクトの 1 つ目が、これからも住み続けたいと思う魅力ある地域づくり。2 つ目が、持続可能な地域のための広域的な経済圏・生活圏の形成に関連した内容です。よろしくお願いいたします。

○栗田議長

柴田まちづくり課長。

○まちづくり課長

地域連携・生涯活躍プロジェクトの数値目標といたしましては「金山町にこれからも住み続けたいと感じる住民の割合」としまして、令和5年度の現状値は50.3%のところ、令和10年度の目標値を60%としております。

この割合につきましては、10年ごとの総合発展計画の策定時に町民アンケートを行いまして確認をしているところでありますけれども、現状値の50.3%につきましては、令和元年度に行ったアンケートの値が引き続いている状況というふうになっております。

その具体的施策としまして「これからも住み続けたいと思う魅力ある地域づくり」についてですが、重要業績評価指数（KPI）としましては、「地域運営組織形成」として、令和5年度の実績値は1組織、令和10年度目標を2組織として、令和7年度におきまして、中田地域の1組織というふうになっているところでございます。

また「新地域振興計画で実行された事業数」というKPIについてですけれども、こちらは令和5年度の基準値が中田地域での活動の1事業に対しまして、令和10年度の目標値を3事業としておりまして、令和7年度におきましては、中田地域の1事業というふうになっているところです。

地域運営組織、それから新たな地域振興計画につきましては現在、中田地域以外にはない状況ですけれども、中田地域を今後の地区や地域のあり方を考える上での重要な先行事例としながら、地区の担い手減少などの課題の解決のため、各地域での話し合いが必要というふうを考えているところでございます。

また、「将来にわたり金山町に生活したいと感じている子ども（小学生から22歳）」の割合というKPIにつきましては、令和5年度の基準値が、31.7%、令和10年度の目標値を50%としておりますが、令和7年3月に策定しました第3期かねやま子育て応援プランなどによりまして、子供や子育て世帯が住みやすい環境に向けた取組みを進めていくというふうにしております。

また、中学校での金山学など町の魅力を知る取り組みですとか、職業体験・インターシップなど、町での仕事や暮らしの将来像を思い描く取組みなど、地元愛を醸成し、将来的な地元定着や地元回帰につなげる取組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、「②の持続可能な地域のための広域的な経済圏・生活圏の形成」のKPIとしましては、「金山町が住みやすいと感じている町民の割合」としまして、令和5年度の基準値が73%に対しまして、令和10年度の目標値を80%としているところです。

この項目では、昨年度行いました新庄最上定住自立圏構想の改定その他、最上広域市町村圏事務組合など広域的な連携を深めながら、今後も生活上の不便さを理由とした人口流出を防ぐための機能やサービスを維持していくこととしております。

また、「町民のデマンドハイヤー登録者割合」というKPIにつきましては、令和5年度

の基準値 3.05%に対しまして、令和 10 年度の目標値を 6%としているところですが、令和 7 年度は 4.6%となっております。

今後、高齢化や免許返納が進むことが見込まれる中で、デマンドハイヤーのニーズはますます高まっていくことが想定されますので、利便性の向上ですとか、円滑な運行に向けた取り組みを進めていくことといたします。以上でございます。

○五十嵐議員

はい。ただいまの 1 番目については、中田地域のみが先行事例的に役割を果たしているということと、各地域でも話し合いが必要であるってことで、他の地域でもぜひ進めていただきたいな。住みやすい環境に向けた取り組みとか、地元定着や地元回帰に繋がる取り組み、そこら辺の成果と課題、今後の計画の回答だったと思います。

2 つ目は、新庄最上定住自立圏構想の改定と、生活上の不便さを理由とした人口流出を防ぐための機能やサービスを維持していく利便性の向上や、円滑な運行に向けた取組を進めるという成果、課題、今後の計画、若干弱めの維持とかってという言葉が使われている。令和 13 年までの計画ですか、もっと進めていただければ。1 つ、再質問。具体的な施策事業の中に、移動販売車や見守り代行などの新たなサービス提供の支援について。これに関して、成果、課題、今後の計画に関係した内容をお願いしたいと思います。

○栗田議長

柴田まちづくり課長。

○まちづくり課長

はい。移動販売車等ということでございますけれども、そちらも含めた買い物支援というような形になるかと思います。この買い物支援の 1 つの案ということでなんですけれども、5 月の議会全員協議会の方でもご説明いたしましたけれども、今年度山形大学とヤマザワで実証実験を行うということをしております。その内容としましては、ヤマザワさんで、大きなタブレット装置のようなものを作りまして、それを人の集まる場所において注文決済を行って後日、そこに商品が届くという仕組みですけれども、その買い物場に人が集う場を作るという目的もあわせ持つものになります。

今後、実際の装置を置いて実証実験を行う予定ですが、それらを通じて金山という場所で実際効果があるのかということを確認していくこととしております。買い物支援の 1 つとして、今年度そのような実証実験を行っているということで、よろしくお願いいたします。

○栗田議長

正野健康福祉課長。

○健康福祉課長

それでは私の方から高齢者の買い物支援の方について若干補足させていただきたいと思います。令和 7 年の 12 月から令和 8 年の 1 月にかけて介護保険の計画を作るためのニーズ調査を行っておりますが、そのニーズ調査、全体で 1,800 人ぐらいの配布に対して、

1,300人ぐらい回収ありまして72%ぐらいの回収率でした。その中で、高齢者の方がどういふような状況にあるかということで、病院や買い物に行くときに困っていることとして、移動手段がないというふうに回答された方が、まず7.3%。バスやタクシーの数が不足しているが6.0%。困っていることはないという回答された方が61.3%の6割というふうになっています。

それから外出する際の移動手段としては、自動車、自分で運転が71.6%ということで最も高く、自分で食品・日用品の買い物をしているという質問に対しても、できるというか、しているというのが78%ぐらい、8割ぐらいです。ですので現時点におきましては多くの高齢者の方が自分自身やご家族の方で買い物を行えているという現状が伺えておりますが、しかしながら地域によってはそういったことができないということで、社会生活を送るために自立ができなかったり、閉じこもりのリスクが高いという地域も見られまして、そういったところがあるということ、そういった方がいるということは、一定数、健康福祉課としても認識しております。

こういった中で、先ほどまちづくり課長の方からもありましたデマンドハイヤー等、最近になって、これらについても最近利用する方が多くなってきておりまして、この調査の中では、その認知度というものを聞いております。大体デマンドハイヤー事業の認知度が45%の方が知っているという回答でした。

こういったことも含めまして、移動販売、町内にどれぐらいの業者の方が移動販売取り組めるのか、それによってその事業所が利益が持たせるのか、町がそれに補助をすることによって、高齢者がどれぐらいその買い物支援になるのかですとか、そういった持続可能な施策であるのかということこれから十分に検討しながら、買い物支援については検討を深めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○五十嵐議員

直近のニーズ調査で意外とパーセント低かったな。これは町民のデマンドハイヤーの登録者割合これKPIで4.1%、令和8年度。令和10年度の目標6.0%としている。この辺の成果でその都度、そのデマンドハイヤーの利便性を図ってきているということが、若干影響している。

ただ私聞いた声なんですけども、これ移動販売、或いは配達している商店、町内の商品。店頭と同価格で配達先でも、同じ価格で配達している人なんですけれども、やっぱり燃料代とか、時間的にその辺、経費があるなという声も聞きました。つまり自ら新しく、私も移動販売してしようかなと思って、なかなか難しい。今配達している、その辺の支援を何とか組み入れられたら。これは多分東、西側とか南部では、町外の方からも来ているために、それらの兼ね合いとかもあります。高齢者へのサービス提供の取り組みの1つとして、この辺の検討をお願いすれば、高齢者イコール配達者の支援が高齢者負担の軽減に繋がるわけですから、その辺も取り入れて検討していただきたいなと。

個別計画については回答をいただきましたが、ここで総括的なところで、町長に伺いた

いと。計画の推進管理検証、これ推進体制は、金山みらい会議、町内検討委員会で事業の実施に取り組むというふうに書かれてる。

管理と検証体制は金山みらい会議を評価委員会と位置付けて、進捗の管理と検証を行うと。重点プロジェクトに掲げる数値目標 KPI は実施事業の量でなく、成果指標を原則として、議会報告資料である 3 月 9 月の主要施策事業概要と連携する形で目標を明確にし、成果を重視した取り組みの展開を図るというふうに記されております。

さらに社会経済情勢の変化や、毎年実施する検証の結果、具体的施策の内容の見直しを行うというふうにもありました。これらを捉えながら、一部改定後の 1 年経過、そして計画期間の中頃での検証の総括として、今後の方針に関しての総括っていうか、そういうようなまとめをお話しいただければと思います。

○栗田議長

町長。

○町長

今個別の内容についてはそれぞれ報告といいますか説明をさせていただきましたが、全体的な総括ということで大変難しい内容ではありますが、ただ全体としては、それぞれの個別で報告したものがまずは 1 つの基本だというふうに思いますから、それぞれの個別の計画の進捗状況をもう一度全体化するといいますか、そういったことが必要かなというふうにちょっと思います。

あとそれから、未来会議の方にある程度外部評価という形で、やっぱり役場庁舎内だけでの評価では独りよがりというか、そういったところになきにしもあらずというところは当然出てまいりますので、そういう意味で外部評価として未来会議の皆さんにそういった事業評価をお願いもしてましますけれども、なかなかこれも大変な作業であります。それで私も会議にも一緒に入って、その会議の委員の方々のご意見もお聞きしますが、やっぱりその評価するということ自体が大変難しい作業だなというふうに思う中で、それでもその委員の方々が一生懸命与えられた任務といいますか、それに向けてご自分なりに評価をされておりましたので、それは全体的にすべからず客観的なものになるかというところは、一部どうかなという部分あるかもしれませんが、ただでも今の仕組み上、やはり外部評価をお願いするってのは当然必要なことです。そこに専門性という部分では、そこはあまり専門性というところではないところはあるかもしれませんが、それでも、外部にお願いするとしては、そういったやり方っていうのは、今のやり方としては、ある程度方向性としては仕方ないというか、そういうことだと思っていますので、それらの外部評価からいただいた、そういう評価なども十分活かしながら、そして、次の計画に向けて或いは見直しに向けて活かしていくと。そういったことの繰り返しといいますか、そういったやり方でやっていくしかないのかなとそんなふうに思っております。

繰り返しになりますが、まずは個別の指標に基づいた評価、それらとそれから第三者でできる外部評価、それらを総合的に勘案しながら見直しに活かしていくと。そんなふうに考

えていきたいと思います。

○五十嵐議員

どうもありがとうございました。この計画は、いろんな子育てとか福祉とか、その辺の計画と当然関連してます。その辺は随時、ニーズ調査なりしながら、新しいものに変えてますが、先ほど言ったように、平成元年のアンケート結果をもとに、それが既存の数値で目標を設定されてるところもありますので、年度の決算期、主要施策事業概要に KPI が出てます。予算時の、それに基づいてされていますので、その辺を突合したり、検証しながら、今後の取り組みの展開を期待して、これで質問を終わりたいと思います。

○栗田議長

ここで会議の途中ですが、午後 2 時 40 分まで休憩します。

14 時 25 分 休憩

14 時 40 分 再開

○栗田議長

休憩を打ち切り再開します。

それでは、星川智子議員の質問を許します。

○星川議員

はい。お疲れ様です。一般質問最後、8 番の星川智子です。よろしくお願いいたします。

まず最初の質問なんですけれども、「孤立を防ぎ、誰もが支援を受けられる行政を」というふうにタイトルしたんですが、これ一人暮らしの方のことなんですけれども、以前、産業厚生常任委員会で正野課長の方に質問した経緯もあるんですけれども、その時は具体的な方の例をとって質問したんですけれども、具体的な例の方が、金山町には一人暮らしでたくさんいらっしゃるんじゃないかということで、質問をしました。

具体的な内容ではないんですけれども、金山町に診療所があるんですけれども、専門的な治療を受けるということになりますと、町外、または県外、そういうふうな医療機関に通わなければいけない。特にお年を召していれば、さらにそういう専門的な治療を受ける必要がだんだん出てくるようになる。しかしその反面、自分の免許を返納したり、同居している家族がいなくなる。亡くなったり、町外に引っ越していってしまう。そういうような負の連鎖っていいですかね。そういう状況に置かれた場合、治療をですね、断念しなきゃいけない。断念するとなると、生きる気力がなくなっていく。そういうような、こちら負の精神的な、負の連鎖っていうのもあると思うんですが、私が具体的にお話を聞いた方いるんですけれども、私としては最初に浮かぶのがデマンドハイヤーの活用という

ことになるんですが、今までどうしていたのかって言うのを聞きますと、今まで治療していたんですけども、通院の間隔が大分、1ヶ月後か大体半年後に来てくださいますみたいな感覚が置かれて検診を受けるということと、やっぱり近隣のご友人の方の厚意に甘えて病院に連れていってもら。そういうことがあって私の方にもできる時間体があれば私も協力できるので、言ってくださいってということがあったんですけども、それもなかなか遠慮なさって、連絡してこないっていうふうな状況ですので、これがもう堂々と町の機関って言いますか。それ賄えるのであれば、それが一番の救済措置ではないかということで、1回、常任委員会の方でも質問したんですけども、今のところ先ほども五十嵐議員の質問に答弁ありましたように、デマンドハイヤーの需要もだんだん高まっていて、利用する人も多いので、こっちの体制の方も追いつかないっていうのもあると思うんですけども、そういうふうな状況で、こういう質問なんですけども、救済措置はデマンドハイヤーでできないかということで答弁をお願いいたします。

○栗田議長

はい。古澤生活環境課長。

○生活環境課長

それでは、生活環境課からは、デマンドハイヤーの町外運行等の利用拡大について回答いたしたいと思います。

令和8年6月の総務文教常任委員会におきましても、デマンドハイヤーの町外運行についてご質問を頂戴したところですが、はじめにデマンドハイヤーの利用状況についてご説明をさせていただきます。

令和7年度のデマンドハイヤーの実績は、稼働可能日数242日のうち233日稼働しており、稼働率は96.3%、利用者数の延べ人数といたしましては1,877人となっております。今年度ですが、令和8年4月から7月の実績につきましては、稼働率は98.8%、利用者数は延べ644人となり、前年度の同時期と比較して稼働率で4.8%、延べ人数で74人増えている状況でございます。

また、登録者数は前年度から15名増加しておりまして、247名となりまして、運転免許証の自主返納等に伴い、登録者数は年々増加している状況にあります。稼働状況につきましては、極めて高い水準に推移しておりまして、すでに稼働超過状態となっている状況です。

ご質問のように新庄市内の病院等に向かわれる場合は、現在は新庄行きの山交バス利用のご案内を行っておりまして、ご自宅からバス停留所までの町内区間をデマンドハイヤーでご利用いただいているところです。

仮に他市町村までデマンドハイヤーの運行を拡大いたしますと、1回あたりの所要時間が大幅に長くなりますため、現行の運行体制・稼働率のもとでは実施は困難でございます。町内の利用者の運行にも支障が出る状況となってしまいます。

また、他市町村への運行には、乗り入れ先の「地域公共交通会議」の承認を得る必要が

ございます。さらに、医療機関が多く所在する新庄市においては、民間の路線バス及びタクシー事業者が運行しているため、事業競合の観点から協議・調整が極めて困難と想定されます。

しかしながら、デマンドハイヤー単独での他市町村への拡大は難しいものの、将来的には何らかの運行体制の整備が必要と認識しているところでもございます。

山形県が令和8年3月に策定いたしました「山形県地域交通計画」の最上地域別部会におきましても「生活機能が集積する新庄市を軸とした地域公共交通の利便性向上、市町村域にとらわれない持続可能な公共交通の構築」を目標に掲げておりますので、この部会におきまして協議を重ね、管内市町村及び民間事業者の広域連携の推進を図ってまいりたいと思います。

当町におきましても、県、他市町村、民間事業者等、多様な主体との協調を図り、民間の路線バスを含めた民間事業者の事業拡大を促し、利用促進を図るとともに、町民及び利用者の利便性向上に向けた持続可能な地域公共交通の実現を目指してまいりたいと思います。デマンドハイヤーについては以上でございます。

○栗田議長

はい。正野健康福祉課長。

○健康福祉課長

はい。それでは私の方から、町民の孤立防止や通院困難の支援等につきまして、答弁させていただきます。

町外の医療機関への通院が困難となり、また必要な治療の継続が危ぶまれる事態を防ぐことは、町民の健康維持及び孤立防止の観点から非常に重要な課題であると認識しております。

当町では、現在、既存の路線バスやデマンドハイヤー、福祉有償運送を活用するなどして対応しておりますが、ご自身での通院に苦慮している方も一定数いらっしゃるということは把握しております。

これらの方への対応といたしまして、地域包括支援センターや福祉系の窓口が中心となって、生活困窮者自立支援制度やケアマネジメント等を活用して、通院困難のリスクがある方の早期把握、それから個別支援計画の策定・社会資源の活用・医療機関との連携等、重層的な支援体制により対応しております。

また、これらのケースについては、一人暮らし高齢者の場合が多く、現状では地域包括支援センターと相談しながら自立を支援し、自分ができるところまでは通院いたしますが、最終的には近隣に住む家族の方や、先ほど議員からもおっしゃったように、近くにそういった方がいない場合、近所の知り合いの方にお願いと、インフォーマルな支援を頼りにする場合は多くなってきているというのが現状だと思います。

今後、これらのケースが増加していくことが想定されますので、このインフォーマル支援や有償ボランティアの調整で補えないところに対しまして、高齢者や重度障害者に対す

る福祉タクシーの利用券だったり、それから特定疾患・難病患者向けの通院交通費の助成制度等、何らかの対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○星川議員

はい。聞いてますと、やっぱりデマンドハイヤーでは難しいというふうな回答ということによろしいですかね。

先ほども五十嵐議員のご質問に対しての課長の答弁で、買い物支援も大体 80% 近くの方が困っていない。でも、それ以外の 20% 以上の方が困っているというときは、困っていない人の支援を本当に必要ないんですよね。でも困っている方に支援できるのはもう行政しかないと思うんですよ。それで、近所の方の好意とか、一緒に住んでない親戚の方の好意とかっていうのも、やっぱりなんていうんですかね遠慮していいですか、日本人ですから、周りの人に迷惑をかけたくない。そういうふうな気持ちがね、すごく強いと思うんですよね。なので、自分が我慢してしまうっていうところが大きいと思うんですけれども。

いろいろその答弁で、これからこういうことを検討していくとか、交通、最上 8 市町村圏でいろんなことを検討していくとかって言うてますけれども、でも、支援が欲しい人は今すぐ欲しいんですよね。なので、それができなくなると、支援を受けられないと、生きる気力がなくなってくるんじゃないですかっていうことなんですよ。私だったらそうなると思うんですけれども。

なので、例えば半径 30 キロ以内っていうか、近隣市町村、例えば新庄とか真室川とか鮭川にそういう支援というか協力をしてくれる友達やら、親戚やらがいる人とか、そのデマンドハイヤーを使って用を足すような人も対象にしてくださいっていうふうには私は思っていてなくて、本当に困っている人だけをピンポイント的に助けることはできないかっていうことなんですよ。

一緒に住んでる人がいるのに、助けてやってください行政がつていうふうに言っているんじゃないくて、すぐにもう本当に病気を持ってるんだから、例えば山形の病院にかかっているけども、おんなじ治療を受けられるのであれば、新庄の、新庄は病院多いですからね、新庄の方には県立病院もありますし、代わってもらって、そこまでも送り届けてもらえないかっていうことなんですよ。

公共交通機関だとやっぱり、新庄駅まで行って、それから乗り換えて。例えば足の不自由な方だとすると、その乗り換えが大変なので、そういうことができる方であれば、それで行ってくださいでいいですよ。でもそれも難しい人になれば、行政で助けてもらうことはできませんかっていうことなんですよ。

例えば、そうですね。他の自治体で「すぐやる課」っていうなんか課があるらしいんですけれども、そこに電話がかかってきて、こうこうこれ助けてくださいっていうと、その職員がパツといってその場で解決するっていうふうなことを聞いて、これがあれば、誰の言うことも聞いて下さいっていうわけではなくて、本当に困ってる方が誰も助けてくれる人がいないっていう、周りもそれは分かると思うんですよ見れば。その方を助けてもらえ

ないかっていうことなんですよ。ということで、すいません。ちょっと持論を展開してしまいましたけども、町長と教育長と一緒に、副町長も一緒に中央要望行きましたよね。その時に、国会議員に町長が先ほどのような話題をちょっと出してくれたんですけれども、町長のそれに対する、問題、課題意識もあるのかなと思ひまして、ちょっとその気持ちをお聞かせ願えますか。

○栗田議長

はい、町長。

○町長

まずは今の星川議員の方で、本当に困っている人の事例ということで、そういった例示をされました。そういった場合に本当に果たして本当にやっぱり方法がないということが、今のお話の通りだとすれば、そうだなというふうに思ひましたんでその場合にどういふ支援のあり方が果たして本当にできるのかということで、町内で本当にそういう方々っていうのは何人ぐらいいるのかということが1つあるかと思ひます。そうした場合に、本当の数人ということが、本人が最上郡以外のところに医療機関、例えば具体的に医療機関のことを例示ありましたから、その例をお借りして言えば、天童なり山形なりに通わなくちゃいけない。ただ、通うにはということで、経済的な面もあるかもしれません。体の具合もあるかもしれませんが、そういった場合に1人では対応が難しい。そういったときにどういふ支援が本当にそういった場合に、行政しかないというふうに今、智子議員の話がちょっとありましたが、果たしてそれを行政の形で本当にどういふ形でそれをできるのかってのは、今この質問に私はパッと答えるにはちょっとやっぱり準備が足りてません。

それで、どういったことでそういうことが対応が可能とするのか、やはりちょっとそのいわゆる何ヶ月という意味じゃなくて、関係者でちょっと集まってどういふ方策でそういうことを救えるといいますか。そういうことが可能かというのは、ちょっと考えてみたいなというふうに思ひます。それとしては何とか自分でやってくださいっていうふうに切り捨てるつもりは当然ございません。でも、それがどれぐらいの本当に人数がいらっしゃるものなのか、或いは役場の方でどういふ支援が果たしてできるのか。そこは包括支援センターである程度は実情の全部ではないかもしれませんが、それを把握しているところもあるかと思ひますから、もうそれらを改めてこういう情報を、何とか洗いざらい出して、そして、どういった支援が本当に可能かというところは、時間あんまり置かないで、ちょっと検討してみたいと、そのように思ひます。

今この場で、こんな方法があるかもしれないということをちょっとお伝えできるほどやっぱり私も準備は十分にありませんので、まずはその程度になりますね。

○星川議員

総務文教の方でも質問があったということですので、何とか解決策を、本当に支援の欲しい人には助けて欲しいということで、この質問をいたしました。

続きまして、2番目の空き家を解体するには、ということなんですけれども。空き家の

質問に関してもたびたびことあるごとに出てきて、社会問題にもなってますし、いろんな、まだ解決できないことがたくさんあるんでしょうけども。所有者がはっきりしていて、その方が解体したいけれども、それを解決する経済的な余裕がない。でも、この空き家はもう例えば危険ならば解体しなければいけないし、もう誰も将来的に相続する人がいないというふうな場合は、自分が片付けなきゃいけないのかなということで、相談に行くとする、1回相談っていうのはちょっと行ったらいいんですけれども、なんていいですかね。アドバイスとしてもらったのが、法務局に行きなさいとか、これ弁護士とか行政書士とか司法書士とかに行きなさいというようなことで言われたらしいんですけれども、法律とかはもちろん分かりませんし、そういう相談行った時点でそういうふうに、相談の乗り方がそういうふうなことなのかなっていうことで、ちょっと質問したいんですけれども。そういう方が来た場合、経済的に無理だと。でも、もう空き家はいないという場合、どういうふうな対応で相談に乗ることができるのか伺います。

○栗田議長

中村交流推進主幹。

○交流推進主幹

空き家の所有者が経済的な事情などにより解体せずに困難な場合についての対応ということで、現在、当町におきましては、空き家実態調査を進めておりまして、町内には128件の空き家（令和8年7月末）を把握しております。そのうち、危険度等の判定で、住宅の機能や安全性の低下が進んでおり、放置すると危険性が高まる状態（C・Dランク）と判定された物件が35件ございます。

老朽度及び危険度ランク付け方法としましては、国土交通省住宅局が作成いたしました「外観目視による住宅不良度判定の手引き（案）」に掲載の評点表を用いて評点化し、Aランクは0点、Bランクは1～49点、Cランクは50～99点、Dランクは100点以上という4段階に区分して、建物の状況を把握しております。

これらの物件に対しましては、倒壊等の危険度の高いものや、道路・隣家に重大な影響を及ぼす恐れのあるものから優先的に指導・助言を行っているところです。

具体的な相談の際には、解体費用の一部を支援する「金山町修景形成助成金」の活用をご案内するとともに、費用負担を抑えて第三者へ継承する選択肢として「空き家バンク」への登録・利活用を勧めております。

しかしながら、補助制度を活用してもなお、自己負担の捻出が難しい場合や、売却・譲渡に至らず相談が途切れてしまうケースがあることも課題として認識しております。

日本国憲法第29条第1項において、財産権は、これ侵してはならないと定められております。当然、行政であってもそれを侵害することはできません。一方で、財産権が保証されているということは、その財産を管理する責任も伴います。

資金的に直ちに切り壊すことは困難な場合におきましても、放置すれば空き家特別措置法に基づく「管理不全空家」や「特定空家」に指定され、勧告を受けた場合には固定資産

税の住宅用地特例が解除されて税負担が増加するリスクがある事などを丁寧に説明してまいります。

その上で、定期的な草刈りや樹木の伐採、降雪時期の対策など、最低限の管理をお願いするとともに、自発的な改善が見られない場合には、法に基づく厳格な手続きも視野に入れつつ、空き家所有者の置かれた状況に応じた丁寧な相談対応に努めてまいります。

当町といたしましては、法の趣旨に則りまして、最終手段となる行政代執行に至らせないためにも、補助制度の周知や空き家バンクの活用による「事前予防」と「早期対応」に努めてまいります。行政代執行となった場合には、その費用の納付を命じなければならないとされておりますので、請求した後に、必要に応じて国税滞納処分の例により徴収していくこととなります。まずは以上です。

○栗田議長

はい。星川議員。

○星川議員

はい。今答弁いただきましたけども最初のデマンドハイヤーというか、あれと同じで、それができないので相談に行くわけなんです。だから税金がね、増えるようならば、解体したいわけですよ。できる人はするんですよ。税金も増えるし、あと何もなくなったほうが楽だから。でもそれができないので、その相談に行ってるんですけども、そういう場合はもう財産権も侵害できないので、何もできませんというふうに回答するのでしょうか。

○栗田議長

はい、中村交流推進主幹。

○交流推進主幹

はい。先ほど申しました通りどうしても困難な場合については、最終的には、行政代執行など等進むことになります。決して行政は何もしないということではございませんので、ただ、一応先ほど申しました通り、管理する責任もあるということを説明し、できるだけ対応いただきたいということで、まずは進んでいくことになります。

○星川議員

はい。質問にも通告したんですけども行政代執行で、ただというわけじゃないので、持ち主の方に請求がいくわけですけども、今までのまだ1件しかないんですかね。行政代執行。その何ですかね、費用の回収っていうのはどういうふうになってるのでしょうか。

○交流推進主幹

これまでの行政代執行にかかる費用の回収状況についてお答えします。

当町では平成30年に1件の、行政代執行を実施いたしました。代執行に要した費用につきましては、行政代執行法の規定に基づき納付を求めておりました。

しかしながら、当時の請求対象者が死亡され、その相続人による相続放棄が確認されたため、次に請求権を有する対象者の特定に向けた権利調査を行っていましたが、令和8

年1月に債権の時効の完成により消滅してございます。

今後については、すでに納付いただくことはできませんので、会計上の処理といたしまして不納欠損処分をし、会計から除外することとなります。

所有者等の資力不足や相続放棄等により、回収が極めて困難なケースがあることも事実でございます。今後とも法令に則り、可能な限り調査と回収手続きを進めてまいります。最終的に財産がない場合は、法的請求対象者が存在しないことなどが確定した場合などは、規定に基づき滞納処分の執行停止をして、納付義務が消滅した後に不納欠損処分となります。

○星川議員

そうしますと、行政代執行の費用は1円も払われてないわけですか。

○交流推進主幹

はい。当初の請求額が189万2千飛び飛び3円となつてございまして、そこから約2年ほどにわたり納付いただきまして5万4,500円分割払い、大体5000円ずついただきまして、そこから途絶えております。その後、何度も問い合わせをして、最終的に亡くなっているということが分かり調査を始めた、そういった流れとなっております。

○星川議員

行政代執行するにあたって、危険だからっていうのが一番なんですかね。そうすると財産調査っていうかその前ですね、そのする前にその危険の他に何か調査することもあるんですか。

○交流推進主幹

はい。基本的にはまず危険で撤去しなければならないということで行政代執行行いますので、その人が後々払えるかどうかというところを考えると、できないということはありませんので、まずは危険を排除することを目的にして、法に則り請求することになります。

○星川議員

金山でまだ1件なんですけれども、行政代執行されて、残った土地はその方のものなんですか。

○交流推進主幹

はい。すいません。このケースについての土地についてちょっと把握してございませんけれども、その土地、家屋によっては土地地権者が違うとか、様々あるかと思います。ちょっと今検討しているところもちょうと地域の人からちょっと相談いただいているところもありまして、その場合は土地と家屋の所有者が違ふとかっていう場合もございます。

そのように仮に代執行で壊して土地が別の方であれば、その方の土地ということになりますし、仮にその人と同一だったとしても、特段相続、誰かちょっと相続したら誰かになるか分かりませんが、それで所有者変わるということもあります。ただ、通常滞納処分の例という先ほど申しましたが、必要に応じて、差し押さえとか、そういった手段

での債権の回収なども法的に定められているところです。

○星川議員

これ数年前ですね、空き家がすごく増えて、国の方で相続国庫帰属制度っていう制度が定められてまして、残った、自分がいない土地をピンポイントでその国に返納できるっていうのだったと思うんですけれども。その条件として、必ず更地にしないといけないという条件があったと思うんですよ。その空き家が金山も増えてて、例えば相続国庫帰属制度を活用して、もう国に返してしまう方が増えてしまうと、町の土地が減って国の土地が増えていくと思うんですけれども、それに対しては、町の何ていうんですかね、税金、税収が減るとかそういう危機感っていうのは、町が損をするところはどこなんですかね。

○交流推進主幹

はい、そうですね。国庫帰属制度でもし国に行ってしまったら町の固定資産税の税収が減ってしまうということはあるかと思います。あと、先ほど代執行の例について確認しましたところ、建物が無かった土地については町に寄付されていたということで、現在町の土地となつてございます。でも、その場合についても同じように固定資産税が減ってしまうという問題もあることになるかと思います。

○星川議員

結局その代執行しても、そのまましても、町の景観が保たれなくなりますし、大執行しても回収できる可能性が低いですし、これは何かどうにかしなきゃいけないと思うんですけれども、本当に思いつきません。

これ何と言っても、やっぱりお金が関係することなので、他人が払ってくれるわけでもないですし、この町が解決結局しなきゃいけないのかなあっていうことでどうしても危険なその街中とか、その人に危害が加わるとか、人の財産に危害が加わるとなれば、行政代執行しか今のところはないということなんですけれども、ひいては相続国庫帰属制度、こういうふうなことで、町の財産が減っていくっていうこともやっぱり考えながら行った方がいいんじゃないかなというふうに思います。今のところは行政代執行しかないというところで私が理解したいと思います。

続きまして最後の質問です。当初予算ですかね、スキー場にベルトコンベアを設置するということが可決されたんですけれども。これ、ちょっと前に5歳の男の子が事故で亡くなったっていうことで、ちょっと調べてみたら、消費庁の記者会見で、スキー場のベルトコンベア式移動設備は子供が死亡する事故が発生しており、様々な危険性があるにもかかわらず、当該ベルトコンベア式移動設備に適用される法令、業界団体による自主基準等が確認できておらず、今後も同種、または類似の事故が発生する恐れがある。というふうに記者会見で言ってるんですけれども、この事故が起こった場合、どういった責任の所在っていうか、それはどうなるのかなあということで質問いたしますが、このベルトコンベアの所有者となる町なのか、その指定管理者に譲渡して使ってもらうのか、いつ設置されるのかっていうことも混ぜながらお願いしたいと思います。

○栗田議長

はい、中村交流推進主幹。

○交流推進主幹

はい。ベルトコンベア式移動設備についてお答えします。

ベルトコンベア式移動設備については、ご質問にもありました通り、法令等が整備されておらず、一般的な名称も存在しません。

そこで、今回使用料及び手数料条例の一部を改正する条例案でも提案させていただいておりますけども、ベルトコンベアの名称として、国土交通省及び消費者庁の調査において使用された「ベルトコンベア式移動設備」を採用しております。

さて、この「ベルトコンベア式移動設備」についてですが、国土交通省の調べによりますと全国で248基が設置されておりまして、関東と近畿においては約8割のスキー場事業者が設置している状況となっております。東北では約2割、北陸信越では約5割という状況です。

この248基のうち98%で保安体制を定めており、監視員の常時配置としているのが95%となっております。

死亡事故が発生した設備につきましては、設備の監視員は配置されておらず、第三者委員会の報告書によると、複数の安全装置を無効化していた可能性が指摘されております。

神室スキー場におきましては、これまで設置していたロープトウにつきましても、同様に法令等の整備がない移動設備となってございます。ロープトウ稼働時においては、監視員を1名配置の上営業していたことから、今回設置する「ベルトコンベア式移動設備」については2名配置することで、指定管理者と協議しております。

工事の完了検査においては、指定管理者の立会いの下で、町の責任において実施いたしますが、運営開始後に事故が発生した場合は、施設の運営者、すなわち指定管理者の責任となります。

神室スキー場は、行政処分で町長の代行者として指定管理者が管理運営を行う施設でございますので、神室スキー場の一設備となることから、指定管理者としての責任の下での運行となります。なので、所有者はあくまで町で指定管理施設として、管理していただくこととなります。

通常時や異常時の取扱規程類の整備、保安体制の確保、監視員の常時配置、毎日の点検・整備などを実施いただきながら、町民の皆さんに、安全に安心して楽しんでいただける運営となることを協議してまいりたいと思います。以上です。

○星川議員

すいません、もう1点。いつごろ設置されるんですかね。

○交流推進主幹

はい。今年度中に設置する予定で、おそらく来月までには、下のベルトコンベア部分が設置され、冬になる前に、雪が降り積もると大変ですから、その上にビニールハウスのよ

うな感じでカバーをかけることになっております。下の方に運転室があるんですけども、上にも監視室を配置する計画となっています。以上です。

○星川議員

はい。この質問いたしましたのは、先ほど言った通りに、このベルトコンベア式移動設備に、適用される法令がまずないということと、自主基準等もないということで、ベルトコンベアが巻き込み、その5歳の子供は巻き込まれて、その服が、服だかひもが巻き込まれて窒息して、首を絞められて窒息して亡くなったということで、同種類の事故も起こりうるってということで、本当に事故が起きないようにしなければならないということで、その注意喚起という意味もありまして、質問させていただきましたので、責任の所在が指定管理者であるならば、その監督もこの町の方がしなければ、二重の安全対策といいますか、よろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○栗田議長

これで、一般質問を終わります。

日程第5 町長提出議案の一括上程

次に、日程第5「町長提出議案の一括上程」を行います。

議第59号 令和8年度金山町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

議第60号 令和7年度金山町一般会計決算の認定について

議第61号 令和7年度金山町国民健康保険特別会計決算の認定について

議第62号 令和7年度金山町介護保険特別会計決算の認定について

議第63号 令和7年度金山町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

議第64号 令和7年度金山町水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について

議第65号 令和7年度金山町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議第66号 令和8年度金山町一般会計補正予算（第6号）

議第67号 令和8年度金山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第68号 令和8年度金山町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第69号 令和8年度金山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議第70号 令和8年度金山町水道事業会計補正予算（第2号）

議第71号 令和8年度金山町下水道事業会計補正予算（第2号）

議第72号 金山町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議第73号 金山町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議第74号 金山町教育委員会委員の任命について

議第75号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議第76号 権利の放棄について

以上、18件を一括上程します。

日程第 6 提案理由の説明

次に、日程第 6 「提案理由の説明」を、求めます。町長。

○町長

それでは、本日、金山町議会 9 月定例会に提案いたします議案の概要についてご説明申し上げます。

提出議案は、議事日程にありますように、議第 59 号から議第 76 号までの 18 件であります。

その内容は、

専決処分の承認	1 件	
令和 7 年度各会計決算の認定	6 件	
令和 8 年度各会計補正予算	6 件	
条例の一部改正	1 件	
その他	4 件	でございます。

はじめに、議第 59 号 令和 8 年度金山町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認について でございますが、歳入歳出それぞれ 200 万円を追加し、予算総額を 55 億 1 千 480 万円といたし、8 月 12 日付けで専決処分とさせていただいたところでございます。

その内容ですが、令和 8 年度山形県中学校総合体育大会及び東北中学校体育大会で金山中学校の生徒が顕著な成績を収めましたことから、8 月下旬に島根県で行われました全国中学校体育大会に出場しております。

そこで、東北大会、全国大会に出場する選手への派遣支援をするため、既定予算の補助金に不足が生じることとなりましたことから、補正予算を専決処分させていただきました。財源につきましては、前年度繰越金を追加し調整しております。

なお、東北大会の結果は、クラブチーム（MSTC：真室川町）で出場したソフトテニス（女子個人）と合同チーム（金山・真室川・鮭川）で出場した軟式野球が準優勝で全国大会への出場を決めた他、クラブチーム（戸沢道場柔友会：戸沢村）で出場した柔道（男子個人）と陸上競技に出場した女子生徒 2 名も、それぞれが実力を発揮して、東北大会でも大健闘しております。

また、全国大会の結果は、ソフトテニスが準決勝まで勝ち進んで第 3 位入賞という快挙を成し遂げ、軟式野球は 1 回戦で対戦チーム打線を 3 案打に抑えたものの、1 対 2 で惜敗しております。今後も、より一層の活躍が期待されるようになりました。

次に、議第 60 号から議第 65 号までの 6 件は、令和 7 年度各会計決算の認定についてでございます。各会計の収支につきましては、一般会計及び 3 つの特別会計は、いずれも黒字決算に、企業会計である水道事業会計の収益的収支につきましては赤字決算に、下水道事業会計の収益的収支につきましては黒字決算となりました。

一般会計、特別会計並びに水道事業及び下水道事業の収益的収支の決算額の合計は、歳入 73 億 7 千 91 万 8 千円、歳出 70 億 4 千 63 万 3 千円となり、前年度と比較いたしまして、

歳入が 3.6%、歳出は 5.6%の増額となりました。

まず、議第 60 号 令和 7 年度金山町一般会計決算の認定について でございます。

一昨年 7 月に発生した豪雨災害による災害復旧事業が昨年への繰越事業となり、災害復旧費が大幅に増加するとともに、財源となる国庫支出金等も増額となりました。

また、給食費を含めた子どものための教育・保育無償化による子育て支援や、災害時の拠点となる役場庁舎の非常用電源装置の設置等を行った結果、歳入は、前年度対比 5.0% 増の 59 億 1 千 663 万 4 千円、歳出も 7.2%増の 56 億 8 千 403 万 4 千円、歳入歳出差し引き 2 億 3 千 260 万円となりました。

繰越明許費につきましては、町議会 6 月定例会で報告させていただいたとおり、翌年度に繰り越す一般財源が 3 千 871 万 8 千円となっておりますので、実質収支は、1 億 9 千 388 万 2 千円となり、翌年度への繰越金となります。

また、財政運営基金の積立、取り崩しを含めた実質単年度収支につきましては、1 億 2 千 221 万 7 千円の赤字決算となっております。

続きまして、議第 61 号 令和 7 年度金山町国民健康保険特別会計決算の認定について でございますが、町立金山診療所に係る直営診療施設勘定は、外来患者数の増加や一人当たりの収益単価の増加等により、前年度比 6.2%増の 2 億 3 千 929 万 3 千円、歳出では、人件費を含む総務費や医療費が増加し、前年度比 8.8%増の 2 億 2 千 954 万 7 千円で、歳入歳出差引 974 万 6 千円となっております。

次に、議第 62 号 令和 7 年度金山町介護保険特別会計決算の認定について でございますが、65 歳以上の人口が減少傾向にあることや、介護認定率の低下等に伴う介護給付費の減少により、歳入は前年度比 2.4%減の 7 億 4 千 351 万 8 千円、歳出は 6.4%減の 6 億 4 千 406 万 6 千円、差し引き 9 千 945 万 2 千円となっております。

続きまして、議第 63 号 令和 7 年度金山町後期高齢者医療特別会計決算の認定について でございますが、後期高齢者の増加や医療の高度化等により、歳入は前年度より 8.8%増の 8 千 779 万 8 千円、歳出も 8.6%増の 8 千 710 万 3 千円で、差し引き 69 万 6 千円となっております。

次に、議第 64 号 令和 7 年度金山町水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について でございますが、消費税を含む収益的収支につきましては、収入が前年度対比 12.4% 減の 1 億 7 千 683 万 2 千円、支出は 1.8%増の 1 億 9 千 251 万 3 千円となりました。

消費税を除く損益計算書における収益的収支につきましては、収入が前年度対比 12.9%減の 1 億 6 千 730 万 9 千円、支出は 1.8%増の 1 億 8 千 593 万円、差し引き 1 千 862 万 1 千円の赤字決算となりました。

また、繰越額及び消費税を含む資本的収支につきましては、資本的収入が前年度対比 36.2%減の 6 千 640 万円となり、資本的支出が前年度対比 29.5%減の、1 億 1 千 353 万 9 千円となりましたので、差額 4 千 713 万 9 千円は損益勘定留保資金等で補填をさせていただいたところであります。

最後に、議第 65 号 令和 7 年度金山町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、消費税を含む収益的収支につきましては、収入が前年度対比 0.8%増の 2 億 2 千 68 万 9 千円、支出は 3.1%増の 2 億 1 千 519 万 7 千円となりました。

消費税を除く損益計算書における収益的収支につきましては、収入が前年度対比 0.7%増の 2 億 1 千 636 万 6 千円、支出は 2.6%増の 2 億 995 万 1 千円、差し引き 641 万 5 千円の黒字決算となりました。

また、消費税を含む資本的収支につきましては、資本的収入が前年度対比 33.8%増の 1 億 4 千 148 万 2 千円となり、資本的支出が前年度対比 1.0%減の、1 億 5 千 356 万 3 千円となりましたので、差額 1 千 208 万 1 千円は損益勘定留保資金等で補填をさせていただいたところであります。

以上が、令和 7 年度各会計決算の認定に係る議案の概要でございます。なお、各会計の詳細の決算状況につきましては、別途、会計管理者及び担当課長からご説明申し上げますので、ご了承をお願いいたします。

続きまして、議第 66 号から議第 71 号までの 6 件は、令和 8 年度各会計の補正予算でございます。

最初に、議第 66 号 令和 8 年度金山町一般会計補正予算（第 6 号）についてでございますが、歳入歳出に 3 千 320 万円を追加し、補正後の総額を 55 億 4 千 800 万円とするものでございます。

まず、財政運営に関わることで、前年度繰越金が確定したことに伴い、地方財政法第 7 条の規定により、決算剰余金の 2 分の 1 以上に相当する 9 千 700 万円を財政運営基金に積立てすることとしております。

次に、各課に関わることといたしまして、県からの総合交付金の交付決定額が通知されたことに伴い、関連する財源調整をさせていただいたところであります。

また、職員人件費につきましては、職員手当 466 万 2 千円、主には時間外勤務手当 432 万円となりますが、実態に合わせて追加し、財源については、過疎債の対象となっている特別支援教育支援員配置等事業分 390 万円を追加し、統計調査事務市町村交付金 60 万円を減額しております。

続きまして、各課の主な補正内容について、歳出を中心に申し上げます。

初めに総務課ですが、先に申し上げた財政運営基金への 9 千 700 万円の積立ての他、歳入では、傘寿を迎えての会様から 8 万円のご寄附をいただき、育児支援事業の財源として活用させていただきました。

次に、まちづくり課関係ですが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 399 万円を活用し、10 月下旬実施予定の 2 回目のプレミアムつき商品券販売事業について、プレミアム分を 20%から 30%引き上げ、販売冊数も 3 千 300 冊から 4 千冊に拡大することとし、その補助金 555 万円を追加いたしております。

また、中央公園地域振興施設整備事業に関し、基本設計の委託事業者が決定し、敷地における建物の位置、構造等を踏まえた地質調査費 250 万円を追加し、併せて、財源となる町債 250 万円を追加いたしております。

町道関係では、町道山崎七日町線の中学校通りで街路樹外観診断を実施した結果、77 本中 25 本の桜について、内部の空洞化や腐朽の状態について詳細を調査するための費用 154 万 5 千円、並びに町道全体の維持修繕委託料 200 万円を追加し、風水害への事前対応に努めてまいります。

交流推進事業につきましては、今年度から本格化する台湾との交流事業を行うにあたり、町民参加者も決定したことに伴い、事業実施の予算について組み替えを行い、95 万 6 千円の減額とさせていただきます。

このほか、現在、山形アキレスエアロン株式会社より活用いただいている第 1 貸工場の高圧気中開閉器が交換時期を迎えたため、その工事費 151 万 2 千円、また、空き家購入費補助金 20 万円をそれぞれ追加いたしております。

歳入では、企業版ふるさと納税として、株式会社エコリス様から 1 千万円、株式会社アガルート様から 10 万円のご寄附をいただきました。

なお、寄付者様の意向に沿い、株式会社エコリス様のご寄附については、森林経営管理・林業振興推進事業へ、株式会社アガルート様のご寄附については、学力向上対策事業の財源として活用させていただきます。誠にありがとうございました。

次に、町民税務課関係ですが、歳入において、所得税の確定申告に基づき、町民税の算定をいたしましたところ、農業所得等のこれまでにない大幅な増加により、住民税現年課税分 6 千 945 万 6 千円を追加いたしたところであります。

続きまして、健康福祉課関係ですが、県の社会福祉施設の物価高騰への支援にあわせ、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 100 万円を活用し、町独自の追加支援を行う社会福祉施設等物価高騰対策支援給付事業給付金事業として、補助金 141 万 3 千円を追加いたしております。

その他、高齢者等へのエアコン設置事業費補助金では、当初予定想定を上回る要望となっており、3 件分 15 万円、3 歳児健診視覚屈折検査機器使用料は 1 件分 1 万 8 千円、令和 7 年度の超過交付に伴う未熟児療育事業国庫補助金返還金 17 万円、低所得者保険料軽減負担金返還金 39 万 6 千円をそれぞれ追加いたしております。

また、生活環境課で行っている高齢者安全運転支援事業費補助金についても、当初想定を上回る要望となっており 10 件分 100 万円を追加いたしております。

農林課につきましては、老朽化した予冷库を含めた野菜集出荷施設整備を行う新基本計画実装・農業構造転換支援事業について、事業実施主体となる金山農業協同組合から予冷库の更新のみとする計画変更の申し出がありましたので、国事業から県事業での実施に切り替えることとし、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金 1 億 1 千 891 万 6 千円を減額し、園芸農業推進事業費補助金を、1 千 650 万円追加し、併せてその財源である、

県補助金 6 千 827 万 7 千円、町債 3 千 960 万円を減額しております。

また、農業担い手支援事業では、農業機械施設整備に伴う事業不採択のため、経営発展支援事業費補助金 750 万円を減額した一方、新規に事業採択がありました地域農業構造転換支援事業費補助金、未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金合わせて 753 万 3 千円を追加し、その財源である県補助金 263 万 4 千円を減額いたしております。

次に、大堰公園の鯉放流や親水、生活に欠かせない農業用水路の大堰については、豪雨などの際に金山側への放流による流量調整に大きく関わる水門の開閉が、経年により困難な状況にあることから、早々に修繕を行うため、水利組合負担金 200 万円を追加いたしております。

有害鳥獣対策事業では、クマの出没は昨年ほどではないものの、イノシシの出没が急激に増加しており、その対応に金山猟友会の会員からなる金山町鳥獣被害対策実施隊（隊長 須藤孝一 隊員 17 人）の出動によりあたっていただいております、それらに伴う報償費となる鳥獣被害総合対策事業費交付金を 1 千 260 万円の他、箱罟及び防護服等の消耗品 80 万円を追加いたしております。

災害復旧事業については、先に町道関係については専決予算により対応させていただいたところですが、農地及び農業施設や林道の災害状況が明らかになり、1 カ所あたり 40 万円に満たない農地及び農業施設の小災害について、町独自で復旧費用の 2 分の 1 を補助することとする小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金 600 万円の他、林道の災害復旧工事請負費 500 万円を追加させていただくとともに、併せて大美輪橋流木等撤去に伴う工事請負費 100 万円を追加いたしております。

その他、金山町地域農業推進協議会に係るものとして、畑地化促進事業費補助金 330 万 3 千円追加いたしますとともに、認定農業者等農地集積奨励金 30 万円、農地中間管理事業委託金に伴う消耗品費 7 万円、農業委員報酬 7 千円をそれぞれ追加いたしております。

最後に、教学課関係ですが、中学校校舎、校舎棟天井照明 LED 化等事業に係る入札の結果を受け、設計監理業務委託料及び工事請負費合わせて 1 千 680 万 8 千円を減額し、その財源としておりました学校施設環境改善交付金 592 万 9 千円及び町債 1 千 120 万円を減額いたしております。

以上の財源につきましては、町税、地方特例交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金、前年度繰越金、諸収入及び町債などにより調整させていただきました。

続きまして、特別会計の補正予算 5 件につきましてご説明いたします。

最初に、議第 67 号 令和 8 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、直営診療施設勘定予算の歳入歳出に 35 万円を追加し、総額を 2 億 3 千 213 万 4 千円とするものであります。

その内容でございますが、診療所西側にある医師住宅脇の法面の一部が崩れており、その修繕費として 35 万円を追加し、財源につきましては一般会計繰入金を増額調整いたしております。

次に、議第 68 号 令和 8 年度金山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号） についてでございますが、歳入歳出に 5 千 815 万 8 千円を追加し、総額を 8 億 1 千 237 万 1 千円とするものであります。

その内容は、国庫負担金、県負担金及び支払基金からの交付金につきましては、介護給付費等の実績報告に基づき、翌年度に精算交付並びに過大交付分を返還する仕組みになっており、令和 7 年度は、国、県及び支払基金からの交付金が過大交付となりましたことから、国へ 2 千 665 万 8 千円、支払基金へ 1 千 464 万 3 千円、県へ 133 万円を償還することとなり、合わせて償還金 4 千 263 万 1 千円を追加いたしております。

また、町負担の超過分の返還金につきましても、一般会計への繰出金として、1 千 417 万 8 千円を計上する他、職員の時間外手当分として 78 万 6 千円、システム導入委託料として 47 万 3 千円を追加し、財源につきましては、前年度繰越金を追加して調整しております。

続いて、議第 69 号 令和 8 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） についてでございますが、歳入歳出に 774 万 9 千円を追加し、総額を 1 億 383 万 7 千円とするものであります。

内容でございますが、歳入において、現年度分の特別徴収保険料 171 万 6 千円及び普通徴収保険料、滞納繰越分金保険料 603 万 3 千円の増収見込みとなるとともに、併せて歳出において山形県後期高齢者医療広域連合への納付金 774 万 9 千円を追加いたしております。

次に、議第 70 号 令和 8 年度金山町水道事業会計補正予算（第 2 号） についてでございますが、収益的収支にそれぞれ 39 万円を追加し、総額を 2 億 696 万 3 千円とするものであります。

内容は、営業費用において職員手当を 39 万円追加する一方で、営業収益ではその財源として給水収益を 39 万円追加し、調整いたしております。

最後に、議第 71 号 令和 8 年度金山町下水道事業会計補正予算（第 2 号） についてでございますが、収益的収支にそれぞれ 71 万 9 千円を追加し、総額を 2 億 1 千 727 万 3 千円とするものであります。

内容は、営業費用において職員手当を 71 万 9 千円追加する一方で、営業収益では、その財源として下水道収益を 71 万 9 千円追加し調整いたしております。

続きまして、議第 72 号 金山町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について でございますが、神室スキー場に第 1 ロープトウに替えて、ベルトコンベア式移動設備を設置することから、その料金を定めるため提案するものであり、1 日券 1,000 円、1 回券 200 円としております。

次に、議第 73 号 金山町固定資産評価審査委員会委員の選任について でございますが、委員 3 人のうち、令和 8 年 9 月 29 日で 3 年の任期を迎える加藤裕美氏（谷口）を再任することについて、議会の同意をいただきたく提案するものでございます。

続きまして、議第 74 号 金山町教育委員会委員の任命について でございますが、委

員 4 人のうち令和 8 年 9 月 30 日で 4 年の任期を迎える丹喜一氏（稲沢）の再任について、議会の同意をいただきたく提案するものでございます。

次に、議第 75 号 人権擁護委員の候補者の推薦について でございますが、委員 3 人のうち、令和 8 年 12 月 31 日で 3 年の任期を迎える神沼幸男氏（七日町）の後任に、高橋忠雄氏（下中田）を選任することについて、議会の同意をいただきたく提案するものでございます。

最後に、議第 76 号 権利の放棄について でございますが、株式会社グリーンバレー株主振興公社の解散に伴う清算業務の財源充当のため、町が株式会社グリーンバレー神室振興公社に対して出資した金額 3 千 570 万円のうち、3 千 217 万 8 千 923 円について、その権利を放棄することについて提案するものでございます。

以上、18 件につきまして提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご可決下さいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、この後、各会計決算につきまして、会計管理者及び担当課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○栗田議長

ありがとうございました。

ここで会議の途中ですが、午後 4 時まで休憩します。

15 時 50 分 休憩

16 時 00 分 再開

休憩を打ち切り再開します。

なお、本日の会議時間は、議事進行の都合により、予め延長します。

日程第 7 提出議案の説明

日程第 7 「提出議案の説明」を議題とします。

お諮りします。

提出議案の説明については、各会計決算に係る議第 6 0 号から 6 5 号までとし、その他の提出議案については、会議規則第 3 8 条第 2 項の規定により省略したいと思います、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出議案の説明については、議第 6 0 号から 6 5 号までとし、その他の提出議案については、省略することに決定しました。

それでは議第60号から65号までの説明を求めます。

○会計管理者

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

○生活環境課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

○栗田議長

ありがとうございました。

日程第8 決算特別委員会の設置及び付託

次に、日程第8「決算特別委員会の設置及び付託」を議題とします。

お諮りします。

上程しました議案のうち、議第60号から65号までの各会計決算の認定については、全議員10名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議第60号から65号までの各会計決算の認定については、全議員10名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたしまして、委員長並びに副委員長を互選するための決算特別委員会を開きますので、委員の方は、議員室にご参集願います。

16 時 28 分 休憩

16 時 37 分 再開

○栗田議長

休憩を打ち切り、再開します。

決算特別委員会の委員長並びに副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長には五十嵐優一委員、副委員長には宮林聡志委員が互選されましたので、よろしくをお願いします。

次に、休会についてお諮りします。

明日5日と6日は休日のため、7日は議会活性化・DX推進特別委員会並びに広報常任

委員会のため、８日は、決算特別委員会並びに総務文教・産業厚生各常任委員会のため、
９日は議案調査のため、また、１０日は、決算特別委員会が開催されるため、それぞれ休
会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、明日５日から１０日までの６日間を休会とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、散会とします。

どうもご苦勞様でした。

（ 16 時 40 分）

令和 8 年 9 月 金山町議会定例会会議録

金山町議会

招集年月日	令和 8 年 9 月 1 1 日
招 集 場 所	役 場 議 場
開 会	午後 1 3 時 0 0 分

目 次	9 月 4 日 (金) : 第 1 日 目 P 1 ~ P 6 1
	9 月 1 1 日 (金) : 第 8 日 目 P 6 2 ~ P 9 0

令和 8 年 9 月 1 1 日（金曜日）

令和 8 年 9 月 金山町議会定例会 会議録
(第 8 日目)

令和 8 年 9 月 金山町議会定例会 会議録

令和 8 年 9 月 11 日
午後 13 時 00 分開会

1. 応召議員

1 番	矢 口 政 一 議 員	2 番	五十嵐 優一 議 員
3 番	中 村 忠 行 議 員	4 番	寒河江 宏一 議 員
5 番	須 藤 典 夫 議 員	6 番	宮 林 聡 志 議 員
7 番	大 場 洋 介 議 員	8 番	星 川 智 子 議 員
9 番	沼 澤 道 也 議 員	10 番	栗 田 保 則 議 員

2. 不応召議員 なし

3. 出席議員 9 名

4. 欠席議員 1 番 矢口 政一 議員

5. 会議録署名議員 8 番 星川智子 議員 9 番 沼澤道也 議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 英 司	副 町 長	小 関 啓 幹
教 育 長	鈴 木 英 樹	総 務 課 長	川 崎 勉
町民税務課長	三 上 裕 一	危機管理主幹 (兼総務主幹)	後 藤 隆 行
教 学 課 長	佐 藤 英 樹	農 林 課 長	庄 司 紀 一
健康福祉課長	正 野 学	まちづくり課長	柴 田 直 樹
交流推進主幹	中 村 善 一	生活環境課長	古 澤 幸
会 計 管 理 者 (兼出納室長)	大 場 美穂子	診療所事務長	松 澤 和 仁
代表監査委員	丹 洋 一		

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 長 倉 章

8. 議事日程

日程第1	議案審議
日程第2	委員長報告
日程第3	議員派遣の件

令和 8 年 9 月 1 1 日
午後 1 3 時 0 0 分開会

○栗田議長

皆さん、ご苦労様でございます。

はじめに、矢口政一議員から、検査通院のため、欠席届の提出があり、受理しておりますので、ご報告いたします。

本日の出席議員数は、9 名です。

定足数に達していますので、これより、本日の会議を開きます。

それでは、本日の議事日程をお開き願います。

日程第 1 議案審議

日程第 1 「議案審議」に入ります。

お諮りします。

議事整理の都合上、質疑を、

議第 5 9 号の 1 件

議第 6 6 号から議第 7 1 号までの 6 件

議第 7 2 号の 1 件

議第 7 3 号から議第 7 5 号までの 3 件

議第 7 6 号の 1 件

とに分けて行い、採決を一議案ごとに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、質疑を、

議第 5 9 号の 1 件

議第 6 6 号から議第 7 1 号までの 6 件

議第 7 2 号の 1 件

議第 7 3 号から議第 7 5 号までの 3 件

議第 7 6 号の 1 件

とに分けて行い、採決を一議案ごとに行うことに決定しました。

それでは、議第 5 9 号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで、議第 5 9 号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第 59 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

全員賛成。 よって、議第 59 号は、原案のとおり承認されました。

次に、議第 66 号から議第 71 号までに対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

はい、大場議員。

○大場議員

はい。7 番大場です。私からは議第 66 号令和 8 年度一般会計補正予算の質疑について質問したいと思います。補正予算書のページ 25 ページになります。

農林課所管になります。11 款 1 項 2 目、林道施設災害復旧事業の工事請負費についてお伺いしたいと思います。

今回の大雨災害だけでなく、度重なる災害などで被災しました林道の原型への復旧、または再度災害を防ぐための、改良復旧のための工事と認識しており、今説明の方では北の沢他 5 路線を災害復旧するとして説明を受けております。どのような状態であったのか現地の調査ですとか査定、復旧する上での査定の状況をどう見ているのかお伺いしたいと思います。

○栗田議長

庄司農林課長。

○農林課長

ただいまの農林課所管林道施設災害復旧事業工事請負費に関するご質問にお答えいたします。度重なる大雨災害により被災いたしました北の沢線を始めとする 5 路線の林道につきましては、地域の林業振興のみならず、地域住民の皆様の通行や防災上も極めて重要な路線であると認識しております。

状況といたしましては、林道の洗堀、砂利を敷いているわけですが、そこが水流れたことによって、砂利が流出して、車両の通行に支障が出ることや、また法面といひますか、崖部分の崩壊などあったところでございます。

この度は 5 路線で 500 万円の補正予算を計上させていただいているところでございます。被災直後から農林課職員を中心に現地調査を実施いたしまして、被害状況の把握と、町の技師職員とともに復旧工法の検討を進めてまいったところでございます。

査定という質問もございましたけれども、査定につきましては、国の被災査定にしましては、最上総合支庁並びに国の担当官による現場立ち会いのもと、査定を受検し、申請した路線につきまして事業費の決定をいただくところではございますが、このたびの被災箇所につきましては、被災状況が小規模で該当しないことから、申請していないところでございます。以上になります。

○大場議員

はい。自分もこの今回の大雨災害の後、ちょっと北の沢付近もそうですが、内町付近の南沢も含めた上で、ちょっと軽トラで巡回させていただきました。山が通行できない状況になっていた。途中まではできますけども、ほとんど入口付近で終わってるような、ふさがれているような。あと土砂の流出や、先ほど課長からあったように斜面の崩落があって、車では、軽トラだったら行けるようなんですけども、やっぱり職員の方々も割と苦労してその現場を見てきたのかなと思っています。

やはり水害、金山だと水害、土砂の流出があって水路から溢れて、その水が地域住民への道路通行の妨げになるという機会が多いので、やっぱりこの道路、林道も含めた上で道路復旧の方を早期にやっていただくことに対して大変ありがたく思っています。

それでなんですけども林道の管理者、いわゆる所有者との話し合いの状況や、また流木や土砂流入を防ぐ上での災害復旧マニュアルなど、工事計画は今の段階ではどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○栗田議長

はい、庄司農林課長。

○農林課長

まず、管理者や地域との関係につきましては、本林道は町が管理者として適正に維持管理を行っているものでございますので、計画の推進にあたっては、日常的に利用される森林組合や地元関係者、林業事業者の皆様へ事前説明を行い、ご理解とご協力をいただきながら進めてまいりたいと考えているところです。

先ほど大場議員からありました北の沢線については、山頂部分にアンテナ、テレビのアンテナがありまして、そのアンテナの点検に毎月点検業者さんが林道を通られるということで、復旧については早急にさせていただきたいという要望を地元から、あとは三英興業さんから強くいただいているところでございます。

次に流木や土砂流入を防ぐ工事計画についてでございますけども、設計に当たりましては、農林水産省の林道災害復旧事業実施要領や各種施工マニュアルに基づき計画しております。単なる原形復旧にとどまらず、再度の土砂流入や崩落リスクが高い箇所につきましては、この度は大型土嚢や側溝の増強など、再度災害を防止するための改良復旧を取り入れ、安全性の向上を図ってまいりたいと考えております。

○大場議員

課長から答弁いただいて、やはりこの復旧工事なんですけど、原型復旧だけでなくっていうことを、もう大変心強く感じております。

やはり今まで通りと同じ形状であると、また土砂の流れや水の流れも同じになり、さらなる土砂の流出それも踏まえた上で、また大きく水の流れが変わってくるのかなと思っています。そういったことを防ぐ上で、たまった土砂を勢いよく流れてこないために、土砂災害の再発防止のために、林道の安全確保、極めて重要な役割を果たす砂防堰堤に対して、町はどのような見解を示しているのかお伺いしたいと思います。

○栗田議長

はい。柴田まちづくり課長。

○まちづくり課長

はい。砂防堰堤ですとか治山施設に対する認識と対応についてお答えをさせていただきます。砂防堰堤ですとか治山ダム、そういった防災施設につきましては、上流部からの急激な土砂の流出ですとか、流木を確実に捕捉、捕らえて、下流の集落や農地、それから町道や林道、そういったものを未然に守る地域防災減災の要となる極めて重要な施設であるというふうに強く認識をしております。

金山町が推進する林道の災害復旧工事とあわせまして、その背後の山々を含めた流域全体の安全を確保するためには、町単独の施工にとどまらず、国ですとか県が実施する広域的な治山事業ですとか、砂防事業との一体的な連携が不可欠だというふうに考えております。

具体的には山地崩壊の防止ですとか、森林機能の保全を図る、国の直轄補助治山事業これは林野庁ですとか山形県、農林水産部のほうで行ってますけども、そういったものによる治山堰堤・治山ダム、そういったものの整備ですとかさらには、土砂災害、防止を図る砂防事業、これは国土交通省ですとか山形県の建設部で行っております。

そういった砂防堰堤の整備、そういったものにつきまして、その事業主体であります国や県に対して、連携を密にしまして、必要な整備や維持管理、それから早期の着手について、強く要請働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議員

はい。自分もこの砂防堰堤については、町単独でやるにはさすがに範囲が広く広範囲に上るので、県や国への働きかけも必要なのかなと思っており、さっき課長からも、そういった検討や要望を今後も続けていくという形で、やっぱりこのフォロー、それを1回だけでなく、やっぱり何回も年度を通して行っていってもらえると、またそういった機会を町の方でもいただけることによつての交付金や補助金の方ありますので、そういった補助金を利用した形で、復旧の方をしてもらいたいと思っております。

これまでも土砂流出により水路の流入があり、溢れ出して水路自体も悪くなっている箇所も多く見られます。またそれが道路へ流れ込んで冠水するなど、やっぱり生活の面でも地域の悩みであつて、災害箇所の早期復旧を図ることはその悩みの解消と、またこの森林を通して、地域の方々への生活に安心安全を与えられると感じておりますので、そういった取り組みを早期に実現していただいて、地域の悩みやそういった様々なこの整備の方もちょっとかまめに巡回していただいて、次の災害に備えた準備も必要なのかなと思つてますので、よろしくお願ひしたいと思います。はい。以上です。

○栗田議長

他に質疑はありませんか。

はい。中村議員。

○中村議員

はい。3 番中村です。それでは私からは、提案説明要旨の 4 ページお願いします。

ここの一番下のところにある、街路樹の点検を行うということなんですけれども。点検を行うことはもちろん必要だと思います。それでただ本数が 77 本中 25 本ということで、約 3 割。この空洞化や腐朽の外観から見て可能性があるっていう、拾い上げたのが 25 本だと思うんですけども。その中で実際に空洞化や腐朽なんていうのはもっと少ないかもしれませんけれども、この街路樹については、これまでも何度か倒木したり、雪とか風で倒木したりしたこともあって、そろそろ全体的に見直す時期に来ているんじゃないかなあというふうにちょっと思っております。

歩道を見ますと、樹木の根によって舗装が盛り上がっていたり、その加工ブロックが盛り上がって傷んでいたりと、さらに盛り上がっていることによって、冬期間の歩道除雪でさらに傷みが進むという状況もあります。これまでは、伐採した後は何もせずそのまましていたんじゃないかなあというふうに思うわけなんですけれども。私はただあそこを車で通るだけですと、春先なんか桜並木で大変綺麗だなあと思うわけなんですけれども。実際、そこに住んでいる方々はどのように考えているのか、ちょっと意見も聞いたほうがいいんじゃないかなあというふうに思いますし、もしかしたら景観審議委員会の委員の先生のご意見も聞く必要もあるのかなあというふうな感じも受けます。ただ私としては、あそこの街路樹は残したほうがいいんじゃないかなあというふうに思うわけなんですけれども。

町として、これから街路樹が空洞化や腐朽した場合、順に伐採していくだけなのか。この先の計画ってのはそろそろ立てたほうがいいんじゃないかなあと思うわけなんですけれども。まずはそこをお願いします。

○栗田議長

はい。柴田まちづくり課長。

○まちづくり課長

はい。今回補正ということで計上させていただきまして、全体調査を行いました 77 本中の 25 本ということで、今回機器診断の費用ということで計上をさせていただいております。25 本の中におきましても、危険度の高いものから低いものまでありまして、そういったところも、実際機器診断によってもどういった結果が出てくるかというところもあるかと思えます。あそこの街路樹なんですけども、議員おっしゃいますように、大変桜も綺麗な場所ということで、残した方がいいのではというようなお話もいただいたところです。こちらとしましても、できるだけ良好な状態で残すというのが望ましいのではないかなあというふうに考えておりまして、1 度切ってしまうと、なかなか復元は当然難しいですし、新たな街路樹となりましてもやはり時間もかなり要する部分もあるかと思えます。ですので、今回のその機器診断を踏まえて、例えばどうしても伐採せざるをえないものというのも出てくるかと思えますけれども、それ以外のものについて、例えば何らかの回復措置が

可能なのか、そういったところも含めて、今後検討が必要だと思っておりますし、あと、今、いろんな方のご意見を聞いたほうがいいのではないかなというふうな部分もありましたので、そういったところも、皆さんどのように感じているのかというところも少し確認しながら、今後進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○中村議員

あそこの街路の街路樹の根本的な問題というか、個人的な素人判断、素人の見方ですけども。歩道が狭いのに、街路樹があるっていうのがもともとかなり無理があるんじゃないかなというふうに思います。

他の自治体なんか見に行くと、ある程度幅のある歩道にしっかりと根から保護されるような方法をとってるように見受けられますんで、もしも、全体的に見直すっていう場合は、同じ歩道を広くするわけにいかないんで、根によって舗装が傷まないような工法を研究していただくということが重要なんじゃないかなと思います。

あとはもしかしたら桜ではなくて違う樹種に変更の可能性もありますけれども、町民から親しまれた桜の並木ですんで、ぜひ何とか、私は桜がいいんじゃないかなと思うわけなんですけれども、それ以上に重要なのがやはり町民の方の安全性、よく最近の異常気象で強風とか、大雪によって倒木するというケースが増えてきているような気がします。全国的に見ても、倒木によってけがをしているというニュースもたびたび聞かれますので、今回は街路なんですけれども、以前には中学校のポプラでしたっけ。そういう中学校とか、いろんなところの状況を見ながら対応されているようですけれども。もちろん学校、学校施設の中の樹木もありますし、あとは公園、町で管理している公園。この辺も倒木によって、もしも人的被害などあったら大変ですんで、これは適切なタイミングで点検していただくように注意してもらいたいというふうに思います。

以前には中学校のポプラ切ったということで、まず教育委員会とかでちゃんと点検とかされていると思うんですけれども。あそこもだんだん本数が減ってきているようで、確か校歌にもポプラ並木あったはずでした。

まるっきり無くするわけにはいかないんじゃないかなと、それ桜以上に思うんですけれども。町内のこの役場駐車場にも以前あったやつは、非常用電源装置、建屋の兼ね合いもあって切ったんですけれども、やはり意見が2つありました。もったいないという意見と、その後駐車場が広がってよかったという意見と両方ありました。ですんで、花とか、そういう1年草なんかはそんな影響ないんですけれども。

もしも木を植えるってなった場合はある程度、長いスパンでどうなるかっていうことを見ていただいて判断して植えてもらわないと、やはりこれから町を担う子供たちが、また同じ余計な心配をしなければならないんで、ぜひそういう計画があった場合は、もちろん景観審議会の先生の意見も、聞くのも重要ですけども、そもそも木を植えてよいのかどうか。

あとは山形新聞で桜の植樹のイベントとかやってますけれども、そこの桜の植える場所

選定についても、極力倒木とかあっても影響がないとか人的被害がリスクの低い場所を選定してもらうようにして、多分樹木これからある程度大きいやつ植えると思うんですけども。木を植えるときは十分注意していただいて、計画を立ててもらいたいというふうに思います。

もしも、最近というか今年度、他のところで点検して、もしかしたら見直しが必要なんじゃないかなという場所があったら、ちょっとお聞きしたいんですけどよろしく願います。

○栗田議長

はい。柴田まちづくり課長。

○まちづくり課長

はい。まず先ほど議員からもありましたように、やはり安全というところが一番重要ですので、そういった人的被害がないように、適切なタイミングで点検というのは必要だというふうに考えているところです。

今年度他のところで、そういった見直しが必要なところがないかという部分ですけども、確認したところは今のところも他のところではないというような状況でございます。以上です。

○中村議員

確認したところないということなんで、かといって安心できるわけでもないんですけども、最後に先ほど言った記念植樹。町有地に桜を植えているというケースもあると思うんですけども、その辺の点検は実際、毎年じゃなくてもいいんですけども行ったことがあるのか。ちょっとその点伺って、それから最後にあそこの街路、近い将来見直す時期が来ると思うんで。現時点の町長の考えなんか伺って質問を終わりたいと思います。

○まちづくり課長

はい。記念植樹ですけども、おそらく山新で過去に植えたところもあるかと思うんですけども、そこについては、今植えている場所については直接危険性がすぐに及ぶようなところではないのかなというふうには考えておるところです。

それ以外にも、場所があるかどうかというところについてはちょっと今の資料ちょっとないんですけども、どういった確認、どういった頻度で行っているのかというようなところもちょっと確認をしながら、そういった安全性が保たれるような形で点検をしたいというふうに考えております。以上です。

○栗田議長

はい。町長。

○町長

街路のところの全体的な計画といいますか、今後ということでありますけれども、まずは今回もう精密な検査といいますか、その結果をまずは待ちたいというふうに思います。あとまたその中でやはり空洞化、或いは腐食が激しい、そういったことで何本か本当に伐

採が望ましいということが出た場合に、まずはその危険を回避するというのが一番大事なので、それはやっぱり伐採をするというふうになるかと思いますが、その後の対応、それらについて、代わりのものを植樹と言ってもなかなかそう簡単にいかないというのが実態だと思いますので、改めて今後どうするか。或いは切りっ放しでいいというふうにもならないような気がします。

そんなことで、かといって伐根がそのまま残すというのもどうかというふうに思いますし、その場合歩道の部分で、いざ伐根を取るというふうになれば、それなりの工事みたいなことも当然必要となってくるというようなことなどもありますから、そこら辺はまずは危険を回避するということをまず第1にしながら、そのあとどうするかということについては、景観審議会のご意見も参考にはさせていただくこともあると思いますが、あと場合によってはその桜に代わるようなものが果たして、適切な樹木というのがそんなにあるのか、そこら辺の検討も並行して行うということなども行っていきたいと思います。

今のところはやっぱりあそこの街路の桜のシーズンになると本当に綺麗な感じがいたしてますし、例えば前にこの役場町駐車場の桜を切ったり、或いは他のところでも、何本か伐採をしたりということが行われたときに、街路の桜も切るのかというようなことを、或いは切るらしいというような話も伝わったところもあったようで。

私直接その問い合わせがあったときは、それは今のところ予定はないというふうにはつきりは申し上げたんですけれども、でも本当に今回の調査を契機として、やはり改めて今後どうしていくかということも、全体的な見直しといいますか、そこら辺は考えるべき時期に来てると思いますので、ぜひ検討を加えていきたいと思います。

○栗田議長

他に質疑はありませんか。

はい。星川議員。

○星川議員

一番星川です。第66号金山町一般会計補正予算の23、24ページなんですけれども、10款教育費5項の保健体育総務費の地域スポーツ振興交付金（toto助成）というふうにあるんですけれども、これ今部活が地域移行してるんですけれども、そういうものにも使われるんですかね。お願いします。

○栗田議長

はい。佐藤教学課長。

○教学課長

はい。この助成の制度につきましては、スポーツを通じた地域活性化の推奨を目指す観点から、運動部活動の地域展開などの地域課題に柔軟に対応できるように、幅広い用途での活用が可能な支援ということですので、十分地域展開にも活用できる事業となっております。

○星川議員

専決処分の 59 号の話ちょっと聞けばよかったんですけども、今回全国大会に例えば野球部が行きましたけれども、合同チームってということで、鮭川と真室川と金山でしたっけ、練習の仕方っていうか、どこのグラウンドを使って、その親の送迎でとか、そういうのはどういうふうに合同チームを作って運営していつているのか。ちょっと分かったらお願いします。

○栗田議長

はい、教育長。

○教育長

正確なことではないかもしれませんが、週 2 日はそれぞれの学校で練習して、残り週 2 日は鮭川中学校に全員、先生も集合して、ナイター設備もございますので、練習するというふうに伺っておりました。

○星川議員

自分の学校で練習するのは放課後大丈夫なんですけれども、必ず親の都合っていうのが送り迎え、やっぱり親がやっているのか。その放課後になって、昔は学校でするんでそんな親とか関係なかった。迎えに行ったとは思いますが。どういうふうな運営が、なんかすごく大変そうだなっていうふうな印象があったので、自分もちょっと聞いたりしてないんで、ちょっと思いついて質問してみたので。かなり今までよりも親御さんの負担っていうか、子供の負担もありますよね。やっぱ遠くまで行って練習するっていうことで、そういうふうな。

また今度、一般質問でも質問したいと思いますので。はい。ありがとうございます。分かりました。

○栗田議長

他に質疑はありませんか。

はい。寒河江議員。

○寒河江議員

4 番、寒河江でございます。

議第 66 号の 7 款商工費ということで、1 項商工費ということで、今回プレミアム商品券の事業の補助金ということで、555 万 5 千円となっておりますが、今回、説明を聞きますと 30% という話をお聞きしてるんですけども、今までですと 20%、今度 30% ということで、町民の方にすれば嬉しいんですけども、なぜ 30% にしたのかという理由とですね、そしてまたですね、その中で 18 節にもありますけども、インバウンドということで台湾に行きますけども、その目的とですね、それとどういう募集をして、何名行くのかということで、どういう募集の仕方をしたのかということと、何名行くのかということでお聞きしたいと思います。

○栗田議長

はい。柴田まちづくり課長。

○まちづくり課長

はい。まずプレミアム商品券の率についてなんですけれども、こちらの方は提案説明用紙にもあったかと思うんですけれども、このたびの物価高騰対策ということで国の交付金が来まして、その活用策というような形で対応となります。

国の方からは約 500 万円程度というふうな形で交付があったんですけれども、昨年度の 1 億何千万というような形であれば各世帯に商品券を配布するということもできたんですけれども、なかなか今回金額も少なかったということで、どういった方法がいいのかということで、役場庁舎内で様々な検討を行ったところでした。

そういった中で、他の自治体において、その商品券の率を上げるというような事例もありまして、それが今回適しているのではないかなというようなことで考えて、そういった対応をさせていただいたものでした。

もちろんかなり商品券希望される方多いかと思いますので、今回につきましては率を上げるとともに配布数も増やした形で、できるだけ多くの皆さんに購入いただけるようにという形でさせていただいたところですのでよろしくお願いいたします。

○栗田議長

中村交流推進主幹。

○交流推進主幹

はい。台湾へのインバウンドプロモーション町民ツアーについてでございますけども、こちらは現在のところ 14 名、ちょっと 1 人まだ検討中ではあるんですけども、台湾に行く予定としてございます。

この目的といたしましては、今後インバウンドを町でも進めていくという、これまでも「微住」に取り組んできたわけなんですけども。これまでは過去 3 年にわたって町に来ていただいた、昨年は職員が台湾に行って PR してきたわけなんですけども、台湾に行ったときに、こちらに来てくださった人たち、またその友人たちが集まって歓迎していただいたり、あとは今年「微住」の申し込みについては、短期間で 150 名、数日で 150 名の応募があったということもありますし、それは昨年、こちらで行って、また「微本」という「微住」で来てくれた人たちで作ってもらったパンフレットを台湾のあちこちに置いてますけども、それを見て参加申し込みしたという方もいらっしゃると思いますので、そういった意味も含めてこちらからも行って、お互いに行き来するというようなことをやっていきたいなということがまず 1 つです。

あとは、今後「微住」今まで町中心でやってきましたが、今後は町の人などから受け入れなど対応いただければなということもあって、今回、台湾に連れていく町民については、台湾の人たちが来た時に一緒に対応してくださるような、そんな方々を選んでいるということを予定しております。

先日「微住」来た初日についても、今回行く予定でもうすでに決まっている方にはちょっと一緒に集まってもらって、歓迎会のように一緒にお互いを自己紹介しながら食事をし

たりしたところでございます。そういったふうに今後お互いに行き来して交流というか、交流していく人を増やしていきたい。そういったことでの事業となっています。

○栗田議長

寒河江議員。

○寒河江議員

プレミアム商品券に関しては、国からの物価高騰対策ということでお金が来て、その使い方についてということでございました。私はその辺は分からなかったんですけども、それに関してやはり今年の春ですね、年度明けにプレミアム券も販売しました。その販売の時に話を聞くと、結構販売が鈍かったと。なかなか売れなくて、それで余ったのかなという思いもあったんですが、その辺もやっぱり、販売するタイミングっていうのは考えていただければと思いますけど、今回は10月ということで、年金の入ったところにやるということでございますので、そこら辺も期待したいと思いますし、町民の方々も30%っていうとまた人が並ぶのではないかなと思いますので、いい方向だなと思います。活動に関しては。

それとですね、インバウンドの関係ですけども、去年も新聞とか報道とかで台湾に行った映像も流れまして、その中でやっぱり「微住」に関しての冊子を配ってきたということで、その交流ということで行くと思うんですけども、この14名の方に関しての募集の仕方っていうか、先ほど聞き逃したかしれませんが、どういう方法でどういう方々が、名前までは言えないと思うので、どういう形で行ったのかということ为先ほど答弁の中にもなかったので、そういうの含めてお願いします。

○栗田議長

中村交流推進主幹。

○交流推進主幹

具体的な名前は差し控えますけども、一本釣りというかこちらで声かけをして応じていただいた方にいくことになります。主には、これまで「微住」で来た時に町内でいろいろ関わってくれた方を中心としています。その中でも比較的若い方、ちょっと今回行けませんけども、例えば棟梁とかあの年代の方々をまず最初に連れて行くっていうと、来年度受入れるときに事務局的なところも担って欲しいという気持ちもあったので、ちょっと若手の方を選ばせていただいております。そういった方々に今回行ってもらい、また顔を台湾で見せていて、また来年来る人達にも対応していただく。そんな感じのことをイメージしております。

○寒河江議員

募集に関しては、町の方で声をかけたということでございました。年齢的にも若い方がターゲットに。やはり台湾から来る方も若い方だと思うので、そういう形で行ったということでございます。

これ3回目ですので最後になりますけども、私たち議会としても、台湾に行った時あります。交流に関して、そのあとコロナもありまして、なかなか交流も繋がらない。そして、

金山校でも台湾に行った。コロナ前だったものですから、その後やっぱりコロナでこれがなくなっていったという状況もあります。そういうことを思い出しながら話してるんですけども、それでこれがずっと続けばいいなと思いますし、そしてこの参加者の方々に関して負担金といたしますか、そういうことが発生すると思うんですけども、私も議員の中でも、この中でも、ドイツに行った方もおりますけども、負担金というのは発生しますし、町職員も何名か行くと思うんですけども、14名の他に職員も行くのかという部分を詳しくして、やっぱり隊長さんっていうかね、この団体の隊長さんは役場でリーダーして役場の方がリーダーとしてやるのか。一応町民の中から、そういう隊長を選んでこの交流につなげていくのか最後にお聞きしたいと思います。

○栗田議長

はい、中村交流推進

○交流推進主幹

はい。今回のうち4名が町職員を予定しています。ただ行くときのリーダーにつきましては、町民の方の中から、それぞれ立候補で選んで、副団長的な方も、町民の方から、事務的なことは町の方の職員がそんな感じで、今回やる予定としています。

○寒河江議員

負担金。

○交流推進主幹

負担金は4万円いただくことにしております。

○寒河江議員

はい、終わります。

○栗田議長

他に質疑はありませんか。

はい、大場議員。

○大場議員

はい。7番大場です。私からは、議第66号、一般会計補正予算になります。予算書のページ23、24ページにあります10款3項1目の学校管理費、中学校施設整備事業の工事請負費についてお伺いしたいと思います。

町長の提案説明の用紙にもありますように、中学校の校舎棟及び体育館のステージの天井の照明をLED化する事業に関わる入札結果で減額補正となっておりますけども、工事の請負費が当初の予算ですと、既定の予算ですと3千400万より約1千700万円に減額になったわけなんですけども、その理由と計画や、実務面における変更などがあったのか、お伺いしたいと思います。

○栗田議長

佐藤教学課長。

○教学課長

中学校のLED化に関しましては、昨年度実施する予定としておりました。ですが様々な理由から7年度と8年度で行うということにしておりました。

令和8年度の予算要求時は、一体的に設計した額から令和7年度の設計額分を差し引いた分を予算要求しておりましたので、実際今年度工事を行うに当たりまして再設計した際に、昨年度の状況や事業精査によりまして、設計額が既定の予算額よりも少なくなったことと、業者の企業努力によりまして契約額が大幅に減少したために、このたびの減額補正となったものでございます。

○大場議員

自分も中学校の体育館に行きますと、やっぱりLED化になった状況も踏まえた上で、大分明るくなったのかなと思っております。

そこも踏まえた上で、校舎やステージの天井のLED化に対して、やはりこのステージを使われる率が、今後様々なイベントや集客をする際に、中学校を利用する。その時に暗い状況でと考えると、やっぱりステージの照明、また校舎の様々な照明をLED化することによって、生徒が学校生活する上で大分快適になるのかなと思っております。

学校の施設をLEDの照明設備にすることで、学習環境の向上と省エネ対策に関して、どういった効果があるのか伺いたいと思います。

○栗田議長

佐藤教学課長。

○教学課長

この度の更新によりまして消費電力が少なくなることでの効果はもちろんですけれども、長寿命であることや熱を発しないということから、夏場の室温にも影響があると思われます。そのために、カーボンニュートラルにも十分貢献できるものです。

また、一般的に室内の明るさ不足というのは生徒の集中力の低下や疲労感にも繋がりますので、生徒の学習意欲の向上にも期待しているということでございます。

○大場議員

やはりいいこと尽くしだと思いますので、この様々な形で、町の施設の中で学校施設あります。あと様々な他の施設もありますので、LED化を進める上で町で掲げておりますカーボンニュートラルへの推進の方も進むのかなと思います。

先ほど課長からあったように、学校生徒の学習環境の向上とともに、多分部活動の方でもこのLED化することによって体育館の状況が見やすかったり、競技する上で快適になったという点が自分の方でも聞かれておりますので、こういった状況をもう少し更新する上でも、もう少し早めにやっていただければという機会を受けとめております。

また夜間に部活をする際にもLED化することによって、虫が集まりにくい環境になるので、部活動する上でも、清潔な環境が保てることに対してすごく期待を持てるこの工事業業でありますので、早期の安全で安心な生徒の快適づくりの方を進めていってもらえればなと思います。よろしくお願いします。以上です。

○栗田議長

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで、議第６６号から議第７１号までに対する質疑を終わります。
これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議第６６号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員賛成。 よって、議第６６号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第６７号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員賛成。 よって、議第６７号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第６８号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員賛成。 よって、議第６８号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第６９号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員賛成。 よって、議第６９号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第７０号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員賛成。 よって、議第７０号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第７１号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員賛成。 よって、議第７１号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第７２号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで、議第７２号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第７２号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員賛成。 よって、議第７２号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第７３号から議第７５号までに対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで、議第７３号から議第７５号までに対する質疑を終わります。

議第73号から議第75号までは、人事案件ですので討論は行わないで、これより採決を行います。

議第73号を、原案のとおり選任することに賛成の方は、挙手を願います。

全員賛成。 よって、議第73号は、原案のとおり選任することに決定されました。

次に、議第74号を、原案のとおり任命することに賛成の方は、挙手を願います。

全員賛成。 よって、議第74号は、原案のとおり任命することに決定されました。

次に、議第75号について、原案のとおり推薦することに賛成の方は、挙手を願います。

全員賛成。 よって、議第75号は、原案のとおり推薦することに決定されました。

次に、議第76号に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

はい、須藤議員。

○須藤議員

76号として権利放棄の件が出てます。それで3千217万8千923円。これ放棄するといふか、もうすでに会社が整理されてますので、実際は消滅もしてる内容だと思います。賛成も反対もないわけですけども。それでですね、ここにこれを放棄といふか、そういう表現ですけども、すでに消滅している審査について、なぜここまで至ってしまったのかということで、少し確認をさせていただきたいと思います。

通常ですね、出資金が半分ぐらいまで業務に使われたということであれば、その時点で次の手だてを、業務改善とかですね、再投資とか、それから資金繰りの調達とか、いろいろ手だてを講じて再建に向けての取り組みをされるわけですけども、当然、このグリーンバレーの長い期間の、それから社長さん方も町長何代か代わってますので、どこでその2分の1とかという出資金の仕様になっていたか分かりませんが、そういう段階のところで責任者である町長兼社長がですね、経営改善の取り組みに着手する必要があったというふうには考えるわけです。ただそれが何かの理由で、まだ大丈夫だということで業務を続けて今日に至って、出資金に関してはゼロになって放棄するというふうな形になっているわけです。

そこですね、町長がこの業務社長として着任した段階で、やはりその改善をしなきゃならないということを述べました。大きな改善策として営業を停止すると。これが1つの方向性だったと思うんですが、この営業を停止するという段階で、債務超過がまだ起きてなかったのかな。町長も責務を負うようになって、段階で債務超過という問題が起きてきます。そこで町長は最終的に、この公社との第3セクターを解散して、新たなスタートを切るといふような判断に至ったかと思いますが、この辺はですね町長の言葉から説明をいただきたいと思うんです。もう一度その経過についてですね、解散に至るまでの説明をいただきたいと思います。

○栗田議長

はい。町長。

○町長

はい。解散に至るまでの説明というお話でしたが、まずは途中途中に、必要に応じて議会の方々にも説明はしてきたと思っています。

それはそれとしてですけれども、私の方で引き継いだ時点、どちらかというと、ちょうどコロナが発生した時期と一緒にになります。

私が一番最初に着任したのが令和2年の4月ですので、元年度の後半にはコロナがチラチラと出て、そして元年度の年で言うと令和2年からはまずコロナが本格的に国内で、そしてそのあと自然と町内という話になってきておりますし、その影響がこの後、とても怖いものだという話になって、まず特にホテル関係とか金山のシェーネスの話ばかりじゃなくて、あらゆる宿泊施設なんかはかなりいわゆるお客さんがもう入れないというところまで当然、そういう対応もしたと思います。

私もちょっと今手元にないので、期間的なことはちょっとはつきりしたと言えませんが、コロナ禍の中ではシェーネスハイム金山、ホテルも営業停止期間をある程度の期間やってますから、そういったことが1つの、まずは運営状況にかなりダメージを大きく与えたというのは間違いないと思います。

そのあとでも、そういったところから始まったということもあると思いますが、途中、今回も出捐金の話のときに若干お話をしたと思いますが、シェーネスハイム金山の運営で会社として荘内銀行さんから長期の借入れを行う必要があるということが、どっかの時点で出てまいります。それでいわゆる資金繰りがかなり逼迫してる。それも私が担ってから間もなくというような状況だったと思います。それを返済しながらで収入はすでに返済をしているということですから、4、5年前、もうちょっと前かもしれませんが、そこで借入れを起こさなくちゃいけないという事態にもなりましたので、ということは全体的にとにかくその時点では余剰金というか、経営を運営する上でかなり潤沢な形でできるという状態では、とてもとてもそうではなかったということが1つあると思います。

その後、令和5年度だったと思いますが、実際アドバイザー契約という形で、ホテル経営に精通しているという方に、1年間を様々な形でアドバイスをもらうということも行ったところです。

これについては、私自身はその会社の社長というそういう職務ではあったんですが、ホテル経営については申し上げにくいことではあるんですけども、やはり素人の域は出ませんので、やはりそれなりのその専門性を有してる方にアドバイスをもらうという、そういったアドバイザー契約を行っております。

その時に、その判断をした場合とするアドバイザー契約に関わる部分で若干予算なんかも増額させてもらったのがありますが、それは山形大学、それから山形県企業振興公社、それにもう1つあるんですが、その3つの連携した事業でこういった方がいますということ。それを推薦を受けた方をアドバイザー契約の相手方としてお願いしたと。それでかなり改善を期待した向きはございます。

ところが、実際若干の改善は、そのやり方の新しい方策ということでは、ペットをお連れしたお客さんを泊めるということについて、2階の3部屋を改修してそのようにするというような新しい考え方なんかも導入をしてそれを継続してるわけですが。

あとドッグランなどもちょっとこうしつらえてというところは、そのアドバイザー契約をいただいた1つ。1つの成果というふうなことがいえるかと思いますが、そういったところはしました。

あとそれから料金体系についても、その方のアドバイスでちょっと変えた部分があります。日によって金額を変えると。これ大きいホテルではよく当然あることですが、それに近いようなやり方を、とにかく今までですと年がら年中同じ金額でというところがあったと思いますが、そこら辺を変えたところがそのアドバイスをいただいた方の考えとしては、若干高めに設定をして、数はもしかすると減ったとしても、単価アップでそれをカバーできるんだというようなことなどもあって、単価を上げた部分があります。

ところがやっぱりコロナ禍の影響がまだありましたので、やはり回復というのはそんなにぐんと盛り返すというか、そこまでは当然いかない状態がありましたから、それに宿泊費の単価がちょっと上がった分、逆にお客さんが遠のいて行ったという結果も正直ありました。

そのアドバイザー契約をした、その方については、成果がぐんと上がれば2年目もということをお願いしようとしたんですけど、なかなか途中、令和5年度の後半にはかなり業績としてはマイナス方向に向いてきたということがありますので、その方とのアドバイザー契約は次年度はしないということと、必要に応じてお願いするというようなやり方に変えたところです。

そうして次の年に逆に取締役会の中で私の方で提案させていただいたのは、単価をやっぱり下げた方がいいということで、少し下げました。それが令和6年度だったと思いますが、それで単価を上げたことで思ったより伸びなかったんで、業績としては単価を下げたのは、確か複数の方々が利用できるような部屋を中心に下げたと思ったんですが、そういったことで単価を下げることで少し集客が伸びてきたというところがございます。

それらを令和6年度中に行ったところではあるんですけども、やはり全体的な年度末になりますと、今回もでございますけれども決算状況がだんだん分かってきますので、そうするとかなり令和6年度末ではまだまだ債務超過という言葉まではいかない状態ではありましたが、かなり危ない状態になってきているという雰囲気が見てとれました。

それで、令和7年度において、その途中段階でJRさん側と町とが協定を結んでいる部分がございますが、それで会社自体については、債務超過が陥った場合には会社を解散することができるっていう表現、ちょっと今手元にないんですが、債務超過になったら解散もあるんだというような表現になっておりまして。それで令和6年度末で、かなり翌年度いっぱいだともう債務超過に陥る可能性が高いというような見通しもちょっと出てまいりましたので、途中段階でJRさん側に会社を解散するというようなことも考えたいという

ところを具体的に私がいつお話をしたかってのはちょっとはっきりいたしません、もしかすると令和6年度中の後半だったかもしれませんが、JRさん側でもちょっと考えていて欲しいという話をしておりました。

それでJRさん側としては、基本的には町の考えに従いますというような考えを述べてくれておりましたので、それで令和7年度中の最終的には債務超過という結果もありましたし、その意味では解散ということがJRさん側からも理解をいただいて、そしてそれに至ったということになります。

その意味で、取締役会は年に4回ほど行っておりますから、四半期ごとの経営状況というか、そういったことをその都度報告をし、そしてまた議会の方には、年に2回ぐらいですか、ご報告する場面もありましたから、その際には諸般の報告という形で1回ですから、説明はほとんどない部分もあったかもしれませんが、もう1回は行政報告と言う形で、そこら辺を毎年経営状況には報告も申し上げてきたわけであります。

そんなことで、令和7年度中の最後には債務超過が現実には起きましたので、会社の解散をするということについて、JRさん側からの理解、同意も得られたということですから3月末、その後清算ということをして、6月には会社の清算も行ったというような状況であります。

手元にしっかりとしたまとめたものが手元にありませんので、若干記憶で今お話をしますから、少しずれもないこともないかもしれませんが、全体的な流れとしてはそんな状況で今回解散し、そしてまた清算に至ったということになるかと思います。まずは一旦そういうことでお願いします。

○須藤議員

町長が着任されてから社長という職務を受け継ぐわけですが、前から経営の状態は、その黒字という形ではなかなか出てなかったと思うんです。

そういうことで、コロナというような大きな社会現象もあったわけで、非常にここほどの企業体も想像以上の打撃を受けて、特にサービス業は大きかったと思います。その渦中に町長も置かれたということで、経営の刷新を図るためにそのアドバイス契約でやるということは議会でも承認されたわけで、当人も来てですね、議会に来て、単年度で黒字しますって、びっくりするようなお話を聞いたようなこともいたしますが、そのアドバイザーの方も、なかなかその営業を好転させることはできなかったということで、早めに契約を解除したというお話です。

そういうことでやはり初期の判断が改善できるかできないかというその初期の判断がですね、やはり的確にできなかったということ。我々この件をですね、やっぱりこんなこと、また第3セクターがこれからできるかっていうのは、なかなか金山の今状況からすると難しいかもしれませんが、教訓としてこれをやはり学ぶ機会はやっぱり十分設けなきゃならないと思うんですよね。

そういう意味で言えば、初動の再建事業運営の投資とか、町の関わりとかっていうのが

ちょっとですね、やっぱり明確に何かできなかったのではないかという気がするんです。どんどんその初動がうまく肯定しなかったことで財政的な悪化を招いていくわけですけども、それでこの採算が悪化してさらにですね、町長が先ほど言われたように債務超過まで本日何とかいってしまうということで、なかなか町長が目指した再建の形として、集客して事業を好転するという形には動かなかったということははっきりしてるかと思うんです。

要はですね、その段階で、やはり社長として、最終的には閉めるっていうか解散するという形で動き出すわけですけども、これらの一連に関して最後に協議が出ている案件に関して、もうすべて何もなくなって、破産状態になって終わってるわけですけども、このことについてですよ、これが業務上のお仕事の延長だということで、社長としての一般のいわゆる経営責任というものは、この町長としての職務上はないんだというふうなことも前、お話されたことがあるかと思うんです。

ただし、これはですね、株券を処理した件ってのは、町政の中では何件かあるんです。ちょっと、それはかなり古い話なんですけど、L V Lという今、会社が庄司製材さんが使っている工場です。これも第3セクターで初めての町の誘致企業だったかと思いますが、もうその関連会社が破産してですね、閉鎖してしまったということで破産するんですが、このときに2千万円の出資を町で行っております。

これも結局、今回出ているように回収できなくなって処理する要件として、実際は処理されています。この会社は令和6年に町の方で出資2千万円して、そして処理は平成6年に会社が来て、平成14年に2千万円の処理をしてるんです。

あとですね、私の記憶では森林組合。森林組合の経営不振でですね、これは3千万円の町の出資金があった。それちょっと年号をはっきりしませんが、3千万円の出資金をですね、経営不振のためにどういうふうなことをしたかっちゃうと10分の1に減資という方法をとったわけですよ。3千万円が、300万円なったということで、そういうふうな処理がこの出資金に関しての大きなこと。いろいろ出資はしてますけどもね。そういう処理されたことがあります。これ当然時間もかかってますけども。

ただ今回の件とはですね、何が違うかということ、当事者でないということです。出資はしてるけども、要するに営業の決裁権とかですね、そういう代表としての職権には関わっていないもので処理された案件だと。

今回は、町長は町長でありながら社長であるということで、今回処理する件に関しても社長の権限というか、大きくこれ影響しているふうに私は捉えるわけです。

そういうことで、前の出資金の処理等、やはり町長と、或いは社長として今回処理しなきゃならない。ここは先ほどずっと会社が閉じるまでの説明がありましたけども、これは今議会の方に説明いただきましたけれども、やはりその説明責任と、そうすると社長としてね、やはり、もっと初動の対応とか、それからその資金の調達とか、色々やはりやるべきことがたくさんあったかと思いますが、それらがなかなか好転に向かなかったというところに、やはり何か私としては町長ですね、或いは社長として社会的な道義或いは

我々に対してもそうですけど、我々も同じですけども。もうそういう今後の、こうしたことを教訓にする意味でもですね、やはり明確にしておく必要があるかというふうに私は考えているところです。

でも、これはもう当然賛成反対もなく、処理されるべきものでありますけども、残っていることは、いわゆるそれは、要するに業務上の仕事の延長でのことだというふうなことで終わっていいのか。それともやはり町長であり、そして社長であった、それでも十分な経営改善、受けることができなかったというようなところをやっぱり明確にしておく必要があるのではないかと、こういう私の考えです。

この件について、何度もお話しているわけですがけれども、町長としてですね、そしてこの経営に改善に良好に持ち上げられなかったということを、まあ、期間がまずかったかもしれませんが、そこをもう一度ですね、ちょっと確認しておきたい。あくまでもこれは業務上の仕事の延長だったというふうな考えなのか、それとも社長としていろいろ苦労したけども、やはり結果として、結果を出せなかったと。良好な結果出せなかったと。そういう責任を感じているということなのかを、この辺をまたですね、また何回も言うなというふうに聞いてるかなと思いますけれども、もう一度その棲み分けをですね、明確にさせていただきたいというのが私の意見です。

○町長

確かに立場としては、第 3 セクターの会社の代表取締役社長に町長になっておりますし、取締役にはご存じの通り議会の議長も入り、あと JR の部長さんからも入ってもらってます。

あと監査役が代表監査委員とあと JR さん側の会計課長も入って取締役会というものを構成しております。その代表は社長であることは間違いないですけども、でもなんていいますか社長になって初動という話もございましたが、経営の判断とかそういったことは、やはり社長が、私自身がそのホテル経営に熟練している自負の何もございません。

やっぱりあくまで素人の社長でありますから、合議制で取締役会の中で、若干アイデアをもちろん出しながら、いただきながら、そして方向性を確認した上でその都度そういった報告書を実施するというやり方をやってきておりますので、しかもじゃないですが、もちろん、会社からの報酬は一切ありません。報酬がないから責任もありませんと言うつもりはございませんが、そういう意味では、自分の勤務の時間の中で、その取締役会行って会議をするということからすれば、業務の流れの中の 1 つであることは間違いないと思いますが、ですからそこを必要以上の責任というのを果たしてこう見られる立場なのかと言われると、私もちょっとそこら辺は何か自信がないという表現はおかしいですけども、そういう立場になったらその職務をいただく。それでいただいた範囲内では、さっき言った合議制の中で精一杯まずとにかく努めるという、そういった責任はそれなりにやってきたと思いますし、その都度こういったやり方どうでしょうかということを経験しながらやってきたその結果としては、最後の債務超過の状態にはなりましたがけれども、だから、そこ

んとは責任どう感じるかって言われて、責任は全然感じませんというふうに私は言うつもりはありませんけれども。その立場としての責任は方向転換をしたことをはじめ、あとまた今回の出捐金の問題もそうですし、それから最後の出資についても、今回の財産の権利放棄ですが、あくまで JR さん側からもその応分の負担もしてもらおうと。それも途中、なかなか言いにくいところもありましたけれども、それはそれこそ社長の責任だというふうに捉えてお願いして、きちっと出捐金についても 49%分をいただいておりますし、今回も 7 千万円の 49%については、JR さん側からまず余計な債務超過分を見てもらおうと。そういうことは最低限の社長としての役割といいますか、それはそれなりに果たしたのではないかという思いもございます。

それで須藤議員は、それで責任を果たしたことと言えるのかという意見もあるかもしれません。でも、私としては、この間の様々な取り組み、そして最後の締める、そしてまず方向転換して少しでも改善に向けた方向性を探っていきたいと。そういう提案をして、今現在至っているということからすると、最低限の責任は何とか果たしたといえる部分もあるのではないかと。

あと、さらに業績がプラスになっていただければ、本当にそれはそれを見て責任が果たせたということになるのかもしれませんが、まだ始まったばかりですから、これで十分果たしたという表現にはなりませんけれども、最低限の責任は果たさせてもらったのではないかと。

あとはもう 1 つ、前もそうだと思いますが、とにかくグリーンバレーに関してあんまり良くない情報、経営的にうまくない情報とか、そういったことについては隠さず、議会の方にも説明なり報告はしてきたと思っています。そのことについても、最低限のことかもしれませんが説明はしてきたということは、最低限の責任を果たしてきたという言い方はできるのではないかと。

あとは、このことについての考え方については、若干相違はあるかもしれませんが、今時点ではそんなふうに思うところです。

○須藤議員

最後になります。最後の会社解散に至るまでの作業をすべて、今日これが可決されれば終わるということになります。ということで、どうしても私が引っかかっているのは、私たちも議会で何度もホテル経営に関してはですね、いろんな提案をさせて、途中で増資の話の資金繰りの件にはですね、お互いに増資をしたらどうですかということも提案したことがあります。

そういうことでお互いにどうしようかということで、前向きに協議がされたと思います。しかし結果的に今回の 3 千万の出資金が処理しなきゃいけないってわけなので、ここなんですよ。

だから、これは我々がいろいろ頑張ったけども結局無くなったというところはですね、それを預かった我々としてはやっぱり責任もある。無くして終わりにするっていうのは責

任があるんじゃないかと。これが残ってればお返ししますよと。普通ですとね、会社閉じるといふことで、お返ししますよと。満額残ってれば、なおいいわけですよ。そういう形で残せばよかったというのがあるかと思います。ところが、ゼロで終わってしまったというところにその初動の対応がやはり的確に社長として、或いは町長として、もっと早くね、もうこれはそういう資金繰りも苦しくなって、そして債務超過に陥るといふところで、どっかでやはりその初動の対応として、そうでなかったという課題は残ると思うんです。

それは我々今後の教訓にしなければならぬわけですが、事実として、何もなくなったといふところははっきりしてるわけなので、これはどう見てもですね、ただ業務上の仕事で行ったといふだけでは、よくないと思うんです。

それなりのやっぱり責任っていうのが同時に発生してるといふことで、私なんかは考えるわけですけどね。

これ例えば、解散する前にどっかの会社に譲渡するといふような、そういう考え方も出てくるわけです。さっき言ったように増資して、JRのさらなる支援をいただくとか、いろんな手だてでやることもできたかと思いますが、そういう手立てはなかなかできなくて、実費になっていって出資金ゼロというふうなことで処理しなければならぬといふことですね、どうもこう最後のところが誰も責任がないまま、そして今日あるといふところがですね、私としてはどうしても納得いかないところなんですよ。

やはり、町長は社長でありましたし、そうした経営判断で、やっぱり的確な判断ができなかったと。そして我々はそれを、一応サイドから事業を展開する上で、いろんな審議をしたりしてきたんだけど、それも水の泡だったといふことなんで、我々にもやっぱり責任があると。こういうところで私は落ち着く必要があるといふ気がするんですけどね。

この件に関して、私の考えですよ。そういうことでなかなか最後まで、その責任のところでは、ちょっと行き違いがあるかなといふふうには感じたところで、私は終わりにしたいと思います。

この件に関しては、当然賛成です。

○町長

須藤議員の今、最後のご質問といふかその中でちょっと増資という話もちょうと出ましたけれども、JRさん側と一緒に増資という、これは令和5年度、6年度ちょっと年度が5年度あたりかもしれませんが、増資のお願いといふことはいわゆる取締役会で、おそらく議案としては出てないと思いますがその他といふか、そういったところで、増資についてはどうでしょうかといふ話は出したことあります。

ところが、JRさん側としては明確です。会社経営がこういう状態のところには増資はいたしません。これは会社として明確に即座に大体そういうことでございました。その意味で、町はJRさん側から、相応分の例えば49%増資が何株という形で、1千株また増やしたいといふことでそのうち49%をお願いし、51%町の方から何とか工面したいといふようなお話をするようなことを材料にして増資の話を出したことありますが、増資は一切でき

ませんと明確に、その場だったか、次の場だったかですけれども、それはちょっとお断り正直されました。そんなことで増資という線は考えられないということでもありました。

そのことで、なんていうかさっきも申し上げてますが、確かにホテル経営については、素人という言葉で逃げてはいけないとは思いますが、ただ、できる範囲の可能性とかそういったことは様々アイデアを出しながら、取締役会でも議論し、そしてそれなりの選択をして、少しでも良い方向を目指してはいたと。

結果的にはちょっとそういう状態になってしまいましたけれども、その意味で、初動のあり方或いはそのときの判断もしくは、例えば会社を閉めるということについても、これは本当に大きな決断です。

簡単にいきません。やっぱり相手方も当然ありますし、従業員の皆さんもおります。その中で、より悪化を招く前にというのが今回の1つのタイミングだった。それが債務超過というところまで至ってしまっていますが、そんなことからすると私の持てるもので何とかそれなりに方向性なり、そういったことについては合議制を基本としながらも、できることは尽くした部分あるというふうなことは申し上げたいと思います。

○栗田議長

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで、議第76号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

議第76号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

全員賛成。 よって、議第76号は、原案のとおり可決されました。

日程第2 委員長報告

次に、日程第2「委員長報告」を求めます。

決算特別委員長より、議第60号から議第65号までの審査結果報告を求めます。

○五十嵐委員長

それでは、私より「決算特別委員会の審査結果」について、報告をいたします。

令和8年9月11日

金山町議会 議長 栗田 保則 殿

決算特別委員会 委員長 五十嵐 優一

決算特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告いたします。

配布資料のとおり、議第 60 号から議第 65 号まで、審査の結果、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。

どうもありがとうございました。

決算特別委員会は、議員全員で構成されていますので、質疑討論を省略し、これより採決を行います。

委員長報告のとおり 議第 60 号から議第 65 号までを、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

全員賛成。 よって、議第 60 号から議第 65 号までは、原案のとおり認定されました。

日程第 3 議員派遣の件

次に、日程第 3 「議員派遣の件」を議第とします。

議員派遣の件については、お手元に配布しているとおりであります。

このとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

これで、本定例会の日程は、全て終了しました。

これをもちまして、令和 8 年 9 月金山町議会定例会を閉会します。

ご苦労様でした。

（ 14 時 41 分 ）

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長

署名議員

署名議員